

不活動宗教法人対策マニュアル (改訂)

令和5年12月

文化庁宗務課

目次

1	不活動宗教法人への取組.....	2
(1)	マニュアルの目的・趣旨について.....	2
(2)	不活動宗教法人への対応について.....	2
(3)	包括宗教法人との連携と単立宗教法人への対応.....	3
(4)	不活動宗教法人対策推進事業の活用について.....	4
2	宗教法人の適切な状況把握.....	6
(1)	事務所備付け書類の提出の徹底について.....	6
(2)	過料手続の確実な実施について.....	7
(3)	過料に関する留意事項について.....	8
3	不活動宗教法人のリストアップ.....	9
(1)	不活動宗教法人の判断に関する基準について.....	9
4	不活動宗教法人の実態把握.....	11
(1)	法人登記簿の確認.....	11
(2)	法人関係者の調査.....	11
5	対策方針の策定.....	14
6	対策実行.....	16
(1)	事前準備.....	16
(2)	活動再開.....	16
(3)	吸収合併.....	18
(4)	任意解散.....	24
(5)	解散命令請求.....	28
(6)	清算.....	34

1 不活動宗教法人への取組

(1) マニュアルの目的・趣旨について

不活動宗教法人については、これを放置した場合、第三者により法人格が不正に取得され、脱税や営利目的の行為に悪用される等の問題につながるおそれがあることから、各所轄庁の責務として、不活動宗教法人の実態を把握し、速やかに整理を進めることが求められている。

令和4年末時点において、文部科学大臣及び都道府県知事が所轄庁である宗教法人のうち、3,329の法人が不活動宗教法人として確認されているところ、これらの法人について、それぞれの状況に応じて、活動再開を促すことや、吸収合併若しくは任意解散の進めを進めること、所轄庁において裁判所に解散命令を請求することなどによって整理する必要がある。

これに加えて、既に不活動宗教法人として確認されたもの以外の宗教法人についても、不活動の疑いが生じている場合は、宗教法人の自主性・主体性に配慮しつつも、その実態を確実に把握し、整理等の対応を迅速に進めることが必要である。

このような観点から、文化庁では各所轄庁や包括宗教法人等のご協力を得ながら、この問題の解決に向けた様々な施策を実施し、具体的には、全国の不活動宗教法人の状況の把握、各所轄庁や包括宗教法人の担当者を対象とした研修会の実施などと併せ、各所轄庁や宗教法人の担当者が対策を行う上で参考となる対策マニュアルや対策手引書、対策事例集などの資料を作成してきたところである。

本マニュアルは、所轄庁向けのこれまでの対策マニュアルについて、「宗務行政の適切な遂行について」（令和5年3月31日宗務課長通知）及び同通知の別紙である「不活動宗教法人の判断に関する基準」（以下「令和5年基準」という。）等を踏まえた改訂を行い、

- ・ 文化庁において明確化した令和5年基準に基づき、不活動宗教法人に当たるものを迅速に判断し、事実関係を確認の上、速やかに整理を進める
- ・ 不活動宗教法人と判断したものについて、宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）に定める解散命令事由に当たると認められる場合には、解散命令請求の進めを進める

ために明確化し、不活動宗教法人の具体的な整理の手順について、活動再開、吸収合併、任意解散、解散命令請求及び清算の項目ごとに、関係機関との連携を含めた主な手続、留意点等を掲載している。

(2) 不活動宗教法人への対応について

【不活動宗教法人の把握・整理のフロー参照（5頁）】

法は、憲法が保障する信教の自由と政教分離の原則を踏まえ、宗教法人の自由と自主性、責任と公共性の二つの要請を骨子として組み立てられた法律であり、各宗教法人の自主的・自律的運営に委ねる面が多いことが特徴になっている。それ故に、宗教法人自らの責任はより重く、管理運営の適正化については主体的な取組が期待されて

いる。

このため、所轄庁による整理等が必要になる前に、不活動状態に陥らないための予防に努めることが必要であり、所轄庁としては、宗教法人の義務である事務所備付け書類の提出の徹底を図り、その督促及び未提出時の過料手続を確実に実施することや、不活動が疑われる宗教法人に対しては、その実態の把握を行い、代表役員等が不明となるなど法人としての意思決定が困難となる前に、代表役員・責任役員及びその他議決機関の選任手続や解散時の財産の帰属先の見直し等、早期の対応を促していくことが必要である。また、包括法人と被包括法人の連携も重要である。

さらに、令和5年基準を踏まえ、一定の要件を満たした法人は、不活動宗教法人に当たるものとして速やかに判断する必要があるが、解散命令事由に当たるかどうか、事実関係を確認し、その過程で、活動が確認できたものは除外する一方で、解散命令事由に当たると認められると判断したものについては、所轄庁として解散命令の請求を行うことになる。

また、活動再開の意向を示しているものの、宗教法人の義務である事務所備付け書類の提出がなされず、長期にわたって実態として活動が行われていない法人については、任意の整理を強く促すとともに、解散命令請求時の残余財産の帰属の手続が円滑に進むよう、祭具等の整理を促すことが必要である。

(3) 包括宗教法人との連携と単立宗教法人への対応

不活動宗教法人への対策にあたっては、被包括宗教法人については、包括宗教法人との連携が不可欠である。被包括宗教法人の場合、責任役員の選任手続等にあたって包括宗教法人が関与する規則を定めている例など、様々な場面で包括宗教法人が被包括宗教法人の適正な運営を支える役割を果たしている場合も多い。

包括宗教法人の大部分は文部科学大臣所轄の法人であり、所轄庁である都道府県知事の担当部局の所轄にない場合も多いが、毎年提出される事務所備付け書類の写しやその他の方法で入手する情報等から判断し、運営状況に心配のある被包括宗教法人については、早い段階から所轄庁と包括宗教法人が連携を図ることが、不活動宗教法人となってしまうことを避けるうえでも有効である。

また、このような関係を築いておくことは、いったん不活動宗教法人となり、後述する対策方針を検討し、実行していくうえでも、所轄庁と包括宗教法人が協力して対策に取り組むことに資するものであり、宗教法人の自主性、自律性を尊重しながら、円滑な事務を進めていくうえでも有効である。

一方で、単立の宗教法人は、このような支援体制を期待することが困難であるから、日常的な情報把握に当たっても、所轄庁は一層気を付けて把握をしていくことが必要である。研修会の案内が不通となったり、事務所備付け書類の写しに不備が増えたり、提出状況が遅れ気味になる等、法人運営の安定性に変化が生じる兆しを見つけ、早い段階から関心を持つことが所轄庁に期待される。

(4) 不活動宗教法人対策推進事業の活用について

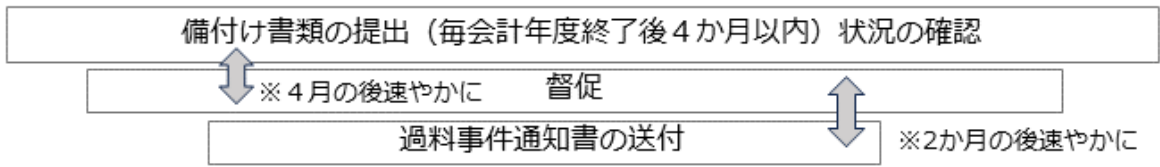
文化庁では、不活動宗教法人の把握及びその整理の事務が迅速に遂行されるよう、令和5年度に「不活動宗教法人対策推進事業（補助事業）」を創設し、各都道府県が実施する不活動宗教法人対策に必要となる経費を支援していくことにしている。支援対象となる取組は以下のとおりで、例えば不活動宗教法人に関する情報収集・実態調査に係る経費（外部（弁護士や司法書士等）委託を含む。）、所轄庁が行う解散命令請求に係る経費（申立費用、裁判所への予納金等）のほか、不活動宗教法人対策を実施していく上で必要となる非常勤職員の雇用経費などが考えられる。

【支援対象となる取組例】

- 不活動宗教法人に関する情報収集・実態調査
 - ① 不活動宗教法人の正確な実態把握のための情報収集・整理
 - ② 現地確認・関係者聴取等のための実態調査
- 不活動宗教法人対策のための方策策定
 - ① 法律専門家、学識経験者、宗教法人関係者等で構成される対策会議（仮称）の設置・開催
 - ② 不活動宗教法人対策の方針策定
- 不活動宗教法人対策方針に基づく対策の実施
活動再開、吸収合併、任意解散又は解散命令請求の実施

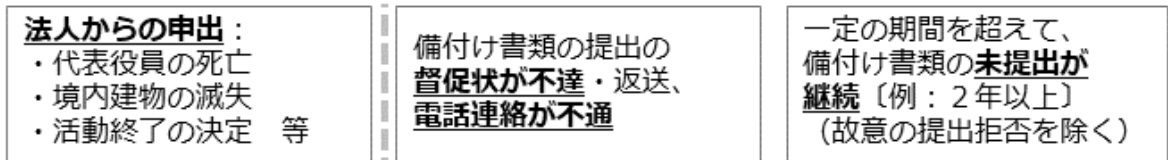
不活動法人の把握・整理の対応フロー

活動状況の適切な把握



＜不活動宗教法人の判断に関する基準＞（令和5年3月）

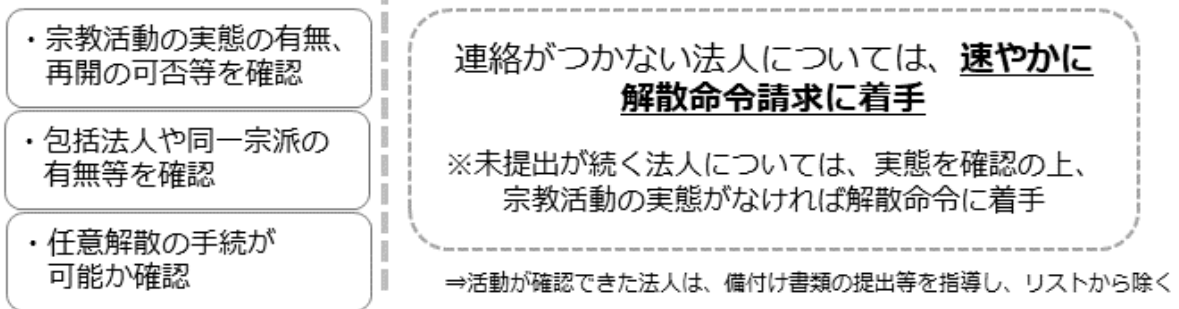
不活動判断



※このほか、関係府省・機関からの情報提供等に基づき事実を把握

該当の法人を不活動法人のリストに編入

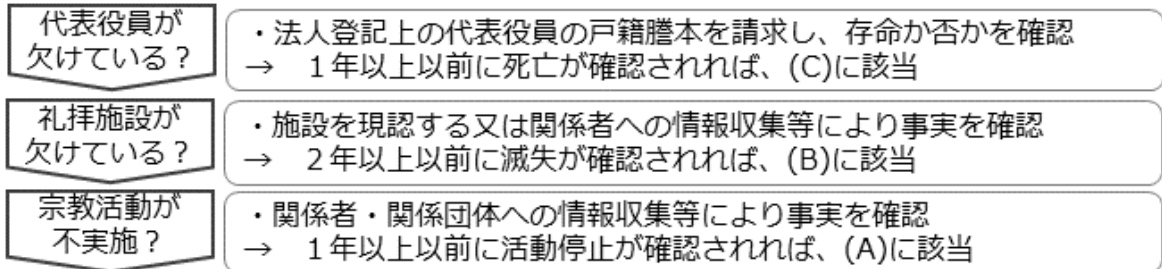
事実関係の確認



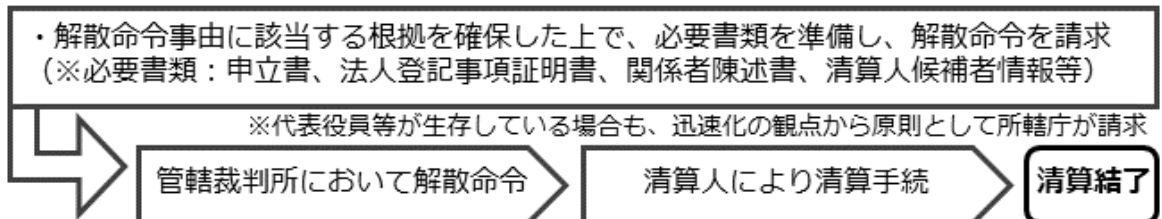
（解散命令事由該当性の確認）※宗教法人法第81条

- (A) 一年以上にわたって、その目的のための行為をしないこと
- (B) 礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのに、その滅失後一年以上にわたってその施設を備えないこと
- (C) 一年以上にわたって代表役員・その代務者を欠いていること

対策方針の策定・実行



- ・活動再開、合併の具体的な見込みはあるか。→不活動と判断して原則1年以内に判断
- ・財産の処分は可能か。→特に祭祀財産等（37頁参照）の国庫帰属は困難。要事前調整



2 宗教法人の適切な状況把握

(1) 事務所備付け書類の提出の徹底について

法第 25 条第 4 項により、宗教法人は、毎会計年度終了後 4 か月以内に、当該法人の事務所に備え付けられた書類の写し（以下単に「備付け書類」という。）を所轄庁に提出しなければならないこととされている。

この事務所備付け書類の提出制度は、所轄庁において、宗教法人の管理運営に関する実態の把握を継続的に可能にすることを目的として、平成 7 年の宗教法人法の改正に際して創設された重要な仕組みであり、その趣旨を踏まえれば、現に活動している全ての宗教法人から、必要な書類の提出が適切になされることが必要である。

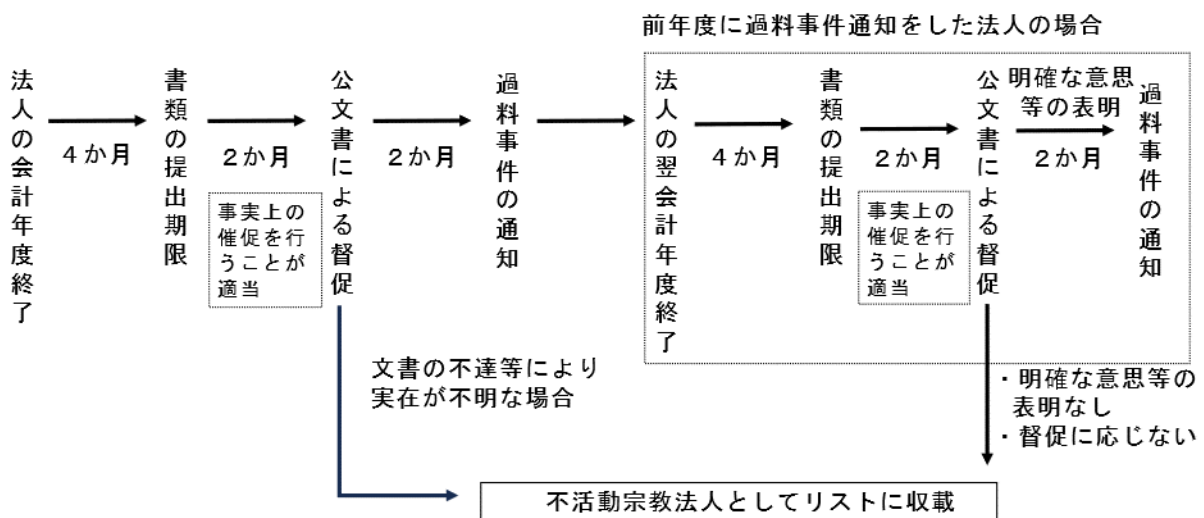
このため、文化庁では、「宗教法人からの書類の写しの提出に関する留意事項について」（平成 10 年 3 月 3 日付け 10 文宗第 12 号文化庁文化部宗務課長通知。以下「平成 10 年通知」という。）を各都道府県宗教法人事務担当課宛てに示し、提出された事務所備付け書類の確認や、当該書類の提出がない場合の督促及び過料の手続について、適正な対応を要請しているところであるが、改めてその重要性を認識することが必要である。

事務所備付け書類の提出に係る事務については、令和 5 年基準の趣旨を踏まえて平成 10 年通知の内容を改めてここで確認すると、以下の点に留意の上、法の確実な適用を図る必要がある。

- 提出されるべき書類が適正に提出されているか確認すること。
- 具体的には、役員名簿と財産目録は必ず提出される書類であり、規則において公益事業以外の事業を行う旨の規定がある法人については収支計算書が、規則において事業に関する規定がある法人については当該事業に関する書類が提出されていることを確認すること。
- 法に定める事務所備付け書類の提出期限（毎会計年度終了後 4 か月以内）を徒過しても、当該書類の提出が確認できない場合は、当該法人及びその代表役員等に対して督促状を確実に送付し、当該書類の提出を求めること。
- この際、平成 10 年通知においては、事務所備付け書類の提出期限から督促状の送付を行うまでの期間は、少なくとも 2 か月を置くこととされているが、当該 2 か月の期間を経過した後は、実務上の合理性も考慮した上で、可能な限り速やかに督促を行うこと。
- また、当該 2 か月の期間において、實際上法人に連絡を試みるなどして書類の提出を促すことは差し支えないこと（文化庁においては、当該期間に事務連絡の形式によって法人に提出を促すこととしている。）。
- 書類が未提出である法人及びその代表役員等に対して発出した督促状が不達となるなど、その所在地及び住所地における実在が明らかでなく、所轄庁の保有するその他の情報（電話番号等）を活用してもなお連絡ができない場合には、3. に示すとおり、当該法人を不活動宗教法人として取り扱うこと。

- また、ある年において事務所備付け書類の提出がなく、過料事件通知書の対象となった宗教法人から、その翌年においても期限までに提出がなかった場合は、上記に従って督促を行い、なお提出がない場合は、3. に示すとおり、当該法人について不活動宗教法人として取り扱うこと。ただし、当該法人から、事務所備付け書類を提出しないことに関する明確な理由・意思の表示があった場合は、不活動宗教法人と判断するのではなく、事務所備付け書類の提出を怠ったものとして過料の手続を行い、それ以後の年度についても、継続して書類の提出を促すこと。
- なお、宗教法人から提出された事務所備付け書類については、当該法人において所轄庁の変更がなされ、それらの書類の移管を行う必要がある可能性があることも念頭に、各都道府県において定められる文書の取扱いに関する規程に基づき、適切に保管・管理し、移管の必要が生じた場合には、変更後の所轄庁に速やかに書類を引き継ぐこと（文化庁においては、事務所備付け書類の保存期間は5年間としている。）

適切な情報把握のための事務フロー（概念図）



(2) 過料手続の確実な実施について

督促状を送付してもなお事務所備付け書類の提出がない法人に対しては、宗教法人法第88条第5号の規定に基づき、当該法人の代表役員等についての過料事件通知書を裁判所に対して送付することとなる。

この際、平成10年通知では、法人に対する督促状の送付から裁判所に対する過料事件通知書の送付までの期間は、少なくとも2か月を置くこととされているが、当該2か月の期間を経過した後は、実務上の合理性も考慮した上で、可能な限り速やかに過料の手続を進めることが必要である。

事務所備付け書類の提出期限が到来してから、この督促の手続等を経て、最終

的に当該法人について過料事件通知書を裁判所に対して送付する手続に着手するまでの期間は、最大でも1年間を目安とする。

不活動宗教法人と判断された法人については、過料の手続を執るのではなく、解散命令の請求等を通じてその整理を図る必要がある。ただし、不活動宗教法人の整理の過程において、当該法人が不活動宗教法人に当たらない事情が明らかとなった場合は、その時点で改めて過料の手続を行うこととなる。（提出締め切り日の時点から時間が経ったものについても、文化庁では、文書保存年限以内のものは過料事件通知を行うこととしている。）

（3）過料に関する留意事項について

平成10年通知及び「提出書類に関する留意事項について」（平成11年3月30日付け文宗務第24号文化庁文化部長宗務課長通知）に記載の次の点に留意をして進めていくことが必要である。

①管轄裁判所への通知

過料の決定は、代表役員、その代務者、仮代表役員または清算人の住所地を管轄する地方裁判所（支部）が行うので、過料事件に該当することを管轄裁判所に通知する必要があり、違反者1人につき1通の通知を行う（様式40-1）。

②過料事件通知書の添付書類

過料事件通知書には、法人登記簿謄本（最近三月以内に交付を受けたもの）、報告書（様式例は平成10年通知別紙3を参照）及び督促書の写しを添付する。収支計算書、規則に事業に関する規定がある法人の当該事業に関する書類が提出されていない場合に於ける通知は、当該法人がそれぞれ、収益事業、規則に定めのある事業を行っていることを証する書面を添付する。

③検察庁への写しの送付等

管轄裁判所に過料事件通知をした場合、その裁判所から、対応する地方検察庁の検察官に意見を求めることとされ、また、過料の徴収手続は同検察庁で行われることとなることから、管轄地方裁判所に過料事件通知書を発出した際は、同検察庁に対しても、参考までに過料事件通知書の写しを送付する。その際、必要に応じ、通知を行うに至った経緯等の説明をする。（様式40-2）

3 不活動宗教法人のリストアップ

(1) 不活動宗教法人の判断に関する基準について

宗教法人の各所轄庁においては、宗教法人制度の信頼性を維持し、その適正な機能を確保するためには、不活動宗教法人に対する徹底した対策が必要であることを十分に認識し、当該対策の前提として、自ら所轄する宗教法人の活動状況を正確に把握しておくことが必要である。この観点から、所轄法人について、以下の①～⑤のいずれかの事由に該当する場合には、当該法人をただちに不活動宗教法人と判断し、速やかにその整理に着手する。

まずはリストに掲載した上で、4. の実態把握で活動が確認できた場合に除外していくという考え方で対策を決定し、「不活動の可能性のある法人」や「不活動の疑いがある法人」といった曖昧な位置づけをすることなく、当てはまるものはまず不活動宗教法人として明確に判断することが適当である。

あわせて、毎年度定期的にリストを再点検し、長期にわたってリストに残ったままとなっている法人に対する対策の方針を見直すなど、取組の指針の基礎として活用することが必要である。

① 連絡が取れないとき

宗教法人の代表者や事務担当者の所在が明らかでなく、書面や電話等でのやりとりができず、4. (1) 及び(2) ①～③に記載するような一般的な連絡確認方法によっても連絡がとれない場合には、不活動宗教法人として位置づけ、実態の確認を行う。例えば、事務所備付け書類の写しの提出について督促状を発送したにもかかわらず、当該書面が不達となった場合や、電話等で状況を確認しようとしても、不通となってしまった場合などがこれに当たる。

② 事務所備付け書類が理由なく連続して提出されないとき

事務所備付け書類の写しの提出義務を履行しない宗教法人については、適切に2. (2) のとおり過料の措置を講じることが必要であるが、適正に督促等を講じているにもかかわらず、2年続けてそのような事態が生じた場合には、法人の活動実態が疑われることから、不活動宗教法人として位置づけ、実態の確認を行う。

なお、当該法人から、事務所備付け書類を提出しないことに関する明確な理由・意思の表示があった場合（実態把握の結果、そのような意思が明らかとなった場合を含む。）は、不活動宗教法人と判断するのではなく、2. (2) のとおり過料の手続を行う。

③ 所轄庁の調査結果により判断できるとき

宗教法人から提出された事務所備付け書類の確認、申請された規則の変更等の認証の過程において、法人の同一性が疑われるなど、事実関係を調査すべき事情があった場合において、調査を実施した結果、当該宗教法人に法第81条第1項第2号後段から第4号までに掲げる不活動による解散命令事由のいずれかに該当するおそれがあると認められるときは、これを不活動宗教法人として位置づけ、よ

り詳しく実態の確認を行う。

④ 関係機関からの情報提供等により判断できるとき

所轄庁において収集した宗教法人に関連する情報資料や、外部の捜査機関・税務当局等からの情報提供等により、当該宗教法人に③にいう不活動による解散命令事由のいずれかに該当するおそれがあると認められるときは、これを不活動宗教法人として位置づけ、より詳しく実態の確認を行う。

⑤ 法人からの申出等があったとき

宗教法人の側から、宗教活動を停止・終了する旨の申出、境内建物が滅失し再建の予定がない旨の申出、又は代表役員が死亡若しくは退任したことにより不在となり代務者又は後任者を置く予定がない旨の申出等があった場合において、当該法人が自ら合併・解散等を通じて法人を整理することが困難と認められるときは、これを不活動宗教法人として位置づけ、より詳しく実態の確認を行う。

4 不活動宗教法人の実態把握

不活動宗教法人については、速やかに実態把握を行い、法人関係者への連絡が可能か、現状の境内建物がどうなっているかを確認し、法人関係者への連絡が可能な場合には、合併や任意解散等が可能であるか法人関係者の意向を確認し、5. の対策方針を策定することとなる。

(1) 法人登記簿の確認

宗教法人は、吸収合併や任意解散など一定の手続を行わない限り自然に消滅するものではないので、まず、法人登記簿に記録された登記事項を確認して、法人として存続しているか否かを確認することが必要である。

法人登記簿に記録された登記事項を確認するためには、法務局に法人の登記事項証明書を請求する。登記事項証明書を地方公共団体の職員が職務上請求する場合には、同証明書に係る手数料は免除される（登記手数料令第18条）。切手を添付した返信用封筒を同封の上、郵送により請求することも可能である。

また、一般財団法人民事法務協会が提供する登記情報提供サービス（登記所が保有する登記情報をインターネットを通じてパソコン等の画面上で確認できる有料サービス）を利用する方法も考えられる。（<https://www1.touki.or.jp/>）

この際、関係者への聴き取りや現地確認を円滑に行えるよう、併せて、法人の主たる事務所の不動産登記簿も請求し、登記されている所有権やこれ以外の権利関係の存在や、借地、借家であるといった関係者の手掛かりを準備したり、公図、地積測量図、建物の建物図面を事前に入手しておくことも適当である。

また、境内・建物の状況が届出情報と乖離し、現地確認の手戻りが起きる場合もあることから、法務局を訪問する際、法務局備え付けのブルーマップを閲覧し、所轄庁の保有する情報と現況との乖離状況を把握しておくことが役立つ場合もある。

(2) 法人関係者の調査

①代表役員の状況を確認する。

代表役員の戸籍・除籍謄本、住民票写しを市町村から取り寄せ（様式24、25）、代表役員の状況を確認する。戸籍を請求する場合は、附票をあわせて請求する。

法人登記簿に記録されている代表役員の住所に請求しても戸籍や住民票が存在しない場合は、所轄庁保有の書類からも本籍地を探すこととなる。あわせて、今後の資料として、当該住所地の市町村に対し、不在籍・不在住証明書も請求しておく。なお、様式24、25によって戸籍・除籍謄本、住民票写しを請求する場合は、そのまま不在の場合の不在籍・不在住証明書の請求にあたる。

②責任役員の状況を確認する。

代表役員の所在が不明な場合、所轄庁保有の書類から、責任役員の氏名・住所を調査して、戸籍・除籍謄本、住民票写しを取り寄せる。

③法人関係者と連絡を取る。

法人関係者（役員の親族等、法人の活動状況を知る者を含む。）が不明の場合には、以下の方法等により調査する。

- ・被包括宗教法人の場合には、包括宗教法人に法人関係者の情報提供を依頼する。
- ・所在する可能性のある住所地に、都道府県担当者まで連絡するように手紙を書く。
- ・電話帳、「104」等で確認する。電話帳の掲載氏名は、親族の氏名が掲載されている場合もある。
- ・主たる事務所（土地・建物）の登記簿に記録された登記事項を確認して、当該不動産が法人の自己所有の場合には、法人に対して当該不動産を売却又は寄附した者、又は主たる事務所（土地・建物）が借地、借家の場合には、当該不動産の所有者が、法人関係者を知っている場合もある。

④法人関係者から状況を聴取する。

法人関係者から以下の事項を聴取する。

この際あらかじめ、聴取をできるだけ効率的なものとし、相手方の負担を減らすことができるよう、所轄庁に保存されている法人の規則等の基本的な情報を把握し、法人の意思決定機関やその方法等について所轄庁側が把握しておくことが適当である。

なお、この聴取は、具体的な法律上の権限に基づくものではないため、任意の協力を得て行うものであることに留意すること。

<主な聴取事項>

- (1) 不活動に陥った経緯は何か。（時期、理由）
- (2) 活動の現状はどうか。（儀式行事の実施及び信者の有無、代表役員を欠いている場合は後任者又は代務者選任の有無）
- (3-1) 解散する意思はあるか。（法人として活動する意思の有無）
 - 役員本人の場合、宗教法人を解散すると宗教活動ができなくなると認識している法人関係者も多い。解散は法人格をなくするのであって、役員本人が宗教活動を行うことを禁止するものではないことを正確に説明すること。
 - 事務所備付け書類が提出されていない法人の場合、解散しないのであれば、書類提出を指導すること。
- (3-2) 任意解散が可能かどうか。
 - 任意解散の手續に必要な機関（責任役員会など。24 頁参照）が設置可能かどうかを確認すること。
- (3-3) 所轄庁が解散命令を請求することに異存はあるか。
 - 清算人、特別代理人に就任する意思があるか確認すること。
- (4) 法人の財産（負債含む。）はあるか。
 - 法人名義の銀行口座、債権の取立ての有無に関しても確認すること。

(3) 境内建物の調査

① 不動産登記簿の状況を確認する。

主たる事務所所在地の不動産（土地・建物）の登記事項証明書を法務局から取り寄せる。併せて土地の公図、地積測量図、建物の建物図面も取り寄せる。

② 現地を確認する。

代表役員の状況が確認できない法人は、速やかに現地確認を行い、境内建物の有無等を確認すること。なお、現地調査に際しては、身分証明書等により、所轄庁の職員であることや、所轄庁から委託されたこと等により正当な権限を持つ者であることを明らかにする書面を必ず携帯すること。

○主たる事務所における境内建物等の外形の確認

- ・境内建物の有無、現況（客観証拠として写真で記録する）
- ・境内建物の居住者がいれば、事情を確認する。
- ・境内建物があれば、公道等から目視できる範囲内で、郵便物、電気や水道のメーター、庭の手入れ状況等の外形から、使用の有無を確認する。

○周辺住民への聴き取り

周辺住民の聴き取りにあたっては、周辺住民（町内会等）から周辺に居住するお年寄りを紹介してもらい聴取することも効果的である。聴取にあたっては、宗教活動を公に行っていなかったことも考えられることから、宗教法人名のみならず役員の名について聴取してみる。

- ・境内建物がある場合は、使用状況、宗教活動の有無等を確認する。
- ・境内建物がない場合は、2年以上ないことを確認する。

○主たる事務所以外の礼拝施設

礼拝施設が主たる事務所以外の場所に存在していることを把握している場合は、当該礼拝施設についても状況を確認し、写真で記録しておく。

5 対策方針の策定

法人の実態別分類（様式2）を参考に、対策方針を策定する。以下の対策方針の中から、各法人の対策方針を策定し、早期に整理が可能なのか、中・長期的な調整を要するのか分類し、計画的に整理を進めることとなる。

代表役員の生死、代表役員が死亡・行方不明の場合に代務者を選定できるかどうか、被包括宗教法人か単立宗教法人か、法人財産があるかどうかなどを勘案して方針を決定することとなる。原則として、全ての不活動宗教法人について、対策方針の策定まで行うことが必要である。

連絡がつかない法人については、実態把握の上、速やかに解散命令請求に着手することが求められる。事務所備付け書類の未提出が続き、それについての明確な意思等が確認できない法人についても同様である。

法人としての意思決定が可能な法人についても、任意解散や吸収合併の具体的な見通しがつかないまま、長期間不活動の状況にあることは望ましくなく、1年程度の期間があれば、事前に関係者と協議をしつつ法人の意思決定機関を1回開催して対応方針を合意する機会をもつことができるのであるから、1年程度の期限を切って、法人としての対応を決定してもらい、解散命令事由に当てはまる場合には、解散命令請求を行うことが必要である。

対応方針を策定することが困難な場合については、法人財産の帰属先に争いがある、負の法人財産が大きく対応の目途が立たないなどにより、所轄庁による解散命令請求が困難な場合に限定することが必要である。

<対策方針>

「活動再開」 「吸収合併」 「任意解散」 「解散命令請求」
「対策留保」（「調査中」（○年○月調査開始）と分類した法人等）

<対策方針の策定基準について>

所轄庁において対策方針を策定するにあたっては、令和5年基準を踏まえて次のような検討をする。

- ① 「活動再開」が見込める法人については、法人の組織・活動体制を整えるよう指導する。その際、活動再開に当たっては、6.（2）のポイントに示すとおり、法人格が第三者によって悪用されていないことを確認すること。

なお、単に法人関係者の希望によるだけでなく、具体的な活動再開に向けた動きがない場合には、毎年状況を確認の上、1年程度の期限を切って、活動再開がなされない場合には解散命令請求を行うことを法人関係者に伝達すること。

- ② 連絡がつかない法人、明確な意思の表明が確認できないまま事務所備え付け書類の未提出が続く法人については、実態把握の上宗教活動の実態がなければ速やかに解

散命令請求に着手すること。

- ③ 法人としての意思決定が可能な法人について、法人格の整理に当たっては、宗教法人の実際の活動の有無、包括法人や同一宗派の有無等を確認し、任意解散や合併の手續が可能か確認して対策を進めることとなるが、長期に不活動の状況にあることは望ましくなく、1年程度の期限を切って速やかに処理すること。
- ④ 法人財産の帰属先に争いがある、負の法人財産が大きく対応の目途が立たないなどやむを得ない理由により、対策を実行できない場合に限り「対策留保」と分類し、調査の継続及び法人関係者との調整を行うこと。

6 対策実行

(1) 事前準備

対策実行に向けて、法人関係者、包括宗教法人等と事前調整を行い、対策方針を再検討する。なお、対策を行うにあたって、法人関係者に配慮して長期間不活動の状況を放置することは望ましくなく、所轄庁として考えるスケジュールを説明し、具体的な動きがなければ解散命令請求もやむを得ないと伝えることが必要である。また、その際、不活動宗教法人対策推進事業を活用するなど、吸収合併・任意解散についてサポートを行う体制を案内することで、宗教法人の自主性を尊重することが望ましいと考えられる。

- ・法人関係者が判明している場合には、法人の整理に向けて、法人関係者の協力を要請する。
- ・被包括宗教法人については、包括宗教法人に対して対策方針の実行に対する協力を要請する。

<包括宗教法人への主な協力要請事項について>

「吸収合併、任意解散」の自主的な解散の場合

- 役員の補充
- 手続の指導、助言
- 残余財産の帰属

「解散命令請求」の場合

- 陳述書（様式23）等、必要書類の作成
- 清算人、特別代理人の候補者の推薦
- 残余財産の帰属

なお、対策実行にあたって、様々な場面で登記を要する場合があるが、登記はオンライン申請もできるようになっているため、法人の事務担当者がオンライン申請等に苦手意識がなければ、書面による申請以外の方法を助言することも望ましい対応である。本マニュアルにおいては、所轄庁の助言を要する場面も多いと考えられる、書面による申請を中心に記載している。

(2) 活動再開

<ポイント>

- 法人として維持・存続させる意思はあるものの、役員を欠いているなどの理由により、法人としての活動が一時的に停滞している場合には、規則に従って適正かつ速やかに役員を補充するなど、法人としての組織体制を整えた上で活動を再開させることが考えられる。

その際、あらかじめ現在の法人の状況にあった規則の見直しを助言し、活動継続が困難とならないような工夫や、再び活動継続が困難になった場合に法人としての意思決定が円滑になされるようにすべきである。

例えば、現在の規則上の招集者がいずれも欠けている場合の臨時の意思決定機関招集方法の規定や、信者数の減少により規則の方法によっては役員数を満たし続けることが相当困難である場合の仮の役員を選任に係る規定といった、不活動となった事由を分析し当該法人が同じ事由で再度不活動宗教法人のままとなることがないよう規則の見直しを助言することが適当である。

また、活動再開にあたっては、法人の目的、組織、活動等の同一性・継続性が維持されており、そのことが所轄庁においても確認できることが必要である。同一性・継続性が維持されない場合には、活動再開ではなく新規法人の設立の手続による。

特にこの際、役員については、反社会的勢力関係者との関係には留意が必要であり、役員選任に際しての規則との適合、議事録の確認等をしつつ、役員選任の経緯に関して疑いある場合には、法人の目的、組織、活動等の同一性・継続性が担保できないおそれがあることから、必要に応じて反社会的勢力関係者でないかの警察への照会を行う等の対応をとることが必要である。また、活動を再開する宗教法人の規則に、役員要件に反社会的勢力関係排除条項が無い場合、宗教法人の安定的な運営を維持する観点から、規則変更の検討を促すことが考えられる。

- 「活動再開」にあたっては、不活動に陥った経緯を丹念に確認するとともに、
 - ①登記簿上の代表役員が死亡しているなど不在の場合は、代表役員の変更登記をし、所轄庁に対し登記事項証明書を添付して変更届を提出させ（様式4）、
 - ②事務所備付け書類の提出を指導するほか、
 - ③継続して活動していたことを証する書類、
 - ④活動再開計画書（様式5）を任意に提出してもらう。

- 包括宗教法人に対しては、被包括宗教法人の役員補充（特に、代表役員が宮司や住職の宛て職になっており、宮司や住職が包括宗教法人からの任命となっている場合）や、活動再開後の状況について推移を見守るよう協力を要請する。

(3) 吸収合併

<ポイント>

- 役員がそろっている又は規則に従って適正に役員を補充できる場合、他の宗教法人と合併により解散することとなる「吸収合併」が考えられる。「吸収合併」は、合併当事者双方において合併手続が必要であるが、被吸収法人の権利義務は吸収法人が承継するため、「任意解散」や「解散命令」と異なり、清算手続が不要である。
- 規則変更が可能であれば、あらかじめ、法令の範囲内で、規則で定められている合併決定の手続（責任役員会以外の機関の同意等）や公告の方法などを現状に合わせたり、簡便にしたりすることも考えられる。
- 吸収法人については、被吸収法人と場所的に近接して存立している法人や被吸収法人の活動中に関係の深かった法人、包括宗教法人があれば包括宗教法人が選定する法人等が考えられる。包括宗教法人自身が吸収法人となることや、複数の被包括宗教法人を一括して吸収合併することも可能である。
- 包括宗教法人の指導のみならず、所轄庁の丁寧なサポートが肝要であり、不活動宗教法人対策推進事業を活用するなど、法人関係者と緊密に連絡をとり、進捗状況を確認することも必要である。次のような手続を実施していくこととなる見通しを、所轄庁が両法人に対して教示していくことがサポートの一つとなる。
- なお、吸収法人において合併に伴い規則の変更を必要とするときは、合併に併せて必要な規則変更についても所轄庁の認証を同時に受けることが可能である。例えば、吸収法人が被吸収法人の事業を引き継ぎ、新たに事業を開始する場合などがこれに当たる。

<吸収合併手続>

1. 合併契約の案の作成

合併当事者双方が協議した上、合併契約の案を作成する。合併契約の案には、おおむね、吸収合併であること、包括宗教法人に変更はないこと、信者や職員等の取扱いなどを盛り込む（様式 12）。

2. 合併の決定についての規則で定める手続の実施

吸収法人、被吸収法人の双方で意思決定手続を実施する。

(1) 責任役員会の議決

合併する旨を責任役員会で議決する（法第 34 条第 1 項）。規則に特別決議（例

例えば3分の2以上の賛成)などが定められている場合には、その定めにより議決する。規則に別段の定めがない場合には、責任役員の数数の過半数の議決によることになる(法第19条)。

(2) その他の機関の議決・同意

規則上、総代会など責任役員会以外の機関の議決・同意が必要な場合には、当該機関の議決・同意を経る。

(3) 包括宗教法人の承認

規則上、包括宗教法人の承認が必要な場合には、包括宗教法人の承認を経る。

3. 信者その他の利害関係人に対する公告

規則で定める手続を経た後、信者その他の利害関係人に対し、合併契約の案の要旨を示して合併する旨を公告する(法第34条第1項)。

公告方法は、掲示場への掲示や機関紙への掲載など規則で定めるところによる(様式8)。掲示場に掲示する場合、公告開始日及び公告終了日は公告期間には算入しないため、例えば10日間公告する場合には、1日目から12日目まで掲示する。また、公告したことを証するため、信者等2~3名に掲示状況を確認してもらうほか、掲示状況の写真も撮ること。

4. 財産目録等の作成

(1) 財産目録

信者その他の利害関係人に対する公告をした日から2週間以内に、財産目録(様式9)を作成する(法第34条第2項)。

公益事業又は公益事業以外の事業(収益事業)を行っている場合には、それらの全体(総合計)について作成する。

(2) 貸借対照表

公益事業又は公益事業以外の事業(収益事業)を行っている場合には、財産目録のほか貸借対照表も作成する(法第34条第2項)。

個々の事業別に作成する必要はなく、公益事業、収益事業それぞれ一まとめにしても構わない(公益事業と収益事業に分ける必要がある)。

5. 債権者に対する公告・催告

(1) 債権者に対する公告

信者その他の利害関係人に対する公告をした日から2週間以内に、債権者に対

し、合併に異議があれば、一定の期間内（公告の日から2月以上）に申し述べるべき旨を公告する（法第34条第3項）。

公告方法は、掲示場への掲示や機関紙への掲載など規則で定めるところによる（様式10）。掲示場に掲示する場合、公告開始日及び公告終了日は公告期間には算入しない。また、信者等2～3名に掲示状況を確認してもらうほか、掲示状況の写真も撮ること。

この公告は、「信者その他の利害関係人に対する公告」とは対象を異にするため、「信者その他の利害関係人に対する公告」とは別に行う。

（2）知っている債権者に対する催告

知っている債権者に対しては、権利の行使または申し出をするよう、催告を行う。催告は、郵便等によって行う。知っている債権者がいる場合には、当該債権者に個別に催告する（法第34条第3項）。知っている債権者がいない場合は不要である。

（3）異議を申し述べた債権者に対する弁済等

債権者が異議を申し述べたときは、その債権者に対して債務の弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない（法第34条第4項）。ただし、すでに十分な被担保債権を有する抵当権を設定している場合の当該抵当権を設定した不動産の登記事項証明書など合併をしてもその債権者を害するおそれがない書面が提出されているときは不要（平成9年10月1日庁文宗第151号も参照）。

6. 合併契約の締結

債権者が異議を申し述べる期間を経過した後、合併当事者双方の代表役員が1.で案を作成した合併契約の締結を行う。

7. 合併認証申請

（1）合併認証申請

合併契約締結後、合併当事者双方の代表役員が連名で、吸収法人の所轄庁に対して、合併の認証を申請する（法第38条第2項）。

合併認証申請書（様式6）の基本的な添付書類は下記のとおり（法第38条第1項）。

①合併の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類

責任役員会議事録（様式7）、包括宗教法人がある場合はその承認書等

②信者その他の利害関係人に対する公告をしたことを証する書類

公告証明書（様式 8）、公告の写真など、公告をしたことを証明するもの
③財産目録等を作成したことを証する書類

証明書（様式 9）、財産目録等

④債権者に対する公告・催告の経手を経たことを証する書類

公告証明書（様式 10）、公告の写真、公告をした結果の証明書（様式 11）等

⑤合併理由書、合併契約書（様式 12）

（合併理由書は、合併される法人の信者数の減少等、合併に至った経緯や理由を簡潔に記載した任意の様式の書面）

（2）合併認証書の交付

所轄庁による認証後、所轄庁から合併認証書（様式 6）及びその謄本を交付（法第 39 条第 3 項）。

8. 合併の登記

（1）合併の登記

所轄庁から合併認証書の交付を受けた日から 2 週間以内に、吸収法人の代表役員が、吸収法人については変更の登記を、被吸収法人については解散の登記を申請する（法第 56 条）。

吸収法人の変更の登記及び被吸収法人の解散の登記は同時に、吸収法人の代表役員が、吸収法人の主たる事務所所在地を管轄する法務局に申請する。

吸収法人の変更登記申請書（様式 13）の添付書類は下記のとおり（法第 63 条）。添付書類は原本を添付するが、原本証明を付した原本の写しを併せて提出することにより、原本の還付請求ができる。被吸収法人の解散登記申請書（様式 14）には添付書類は不要。

①合併契約書、規則

②合併の決定について規則で定める経手を経たことを証する書類

責任役員会議事録、包括宗教法人がある場合は包括宗教法人の承認書等

③債権者に対する公告をしたことを証する書類

公告の写等

④被吸収法人の登記事項証明書

※作成後 3 か月以内のものに限る。

※合併当事者双方を管轄する法務局が同一の場合には添付不要。

⑤所轄庁の証明がある合併認証書の謄本

（2）権利義務の承継

吸収合併は、合併の登記によって効力を生じる（法第 41 条）。

吸収合併により、吸収法人は被吸収法人の権利義務を承継する（法第 42 条）。墓地の経営の許可など、事業に関し行政庁の許認可等に基づいて有する権利義務の承継

に関しては、許認可官庁における手続きを要する場合もあるから、あらかじめ当該事業の所管に確認をすることが必要である。

被吸収法人は解散するが、清算手続は不要（法第 43 条第 2 項第 2 号）。

9. 合併届・解散届

合併の登記後遅滞なく、吸収法人の代表役員は、吸収法人の所轄庁には合併を、被吸収法人の所轄庁には解散を、それぞれ届け出る（法第 9 条）。

合併届（様式 15）及び解散届（様式 16）には、それぞれの法人の登記事項証明書を添付する。

<合併手続チェックシート>

●合併契約の案の作成（ 年 月 日） 【前掲「手続」1. 参照】

●合併の決定について規則で定める手続《吸収法人》 【2. 参照】
 責任役員会の議決（ 年 月 日）
 その他の機関の同意・議決（ 年 月 日）
 包括宗教法人の承認（ 年 月 日）

合併の決定について規則で定める手続《被吸収法人》
 責任役員会の議決（ 年 月 日）
 その他の機関の同意・議決（ 年 月 日）
 包括宗教法人の承認（ 年 月 日）

●信者その他の利害関係人に対する公告《吸収法人》 【3. 参照】
 例：掲示場掲示（ 年 月 日～ 年 月 日）
 例：機関紙掲載（ 年 月 日）

信者その他の利害関係人に対する公告《被吸収法人》
 例：掲示場掲示（ 年 月 日～ 年 月 日）
 例：機関紙掲載（ 年 月 日）

公告日から2週間以内

●財産目録等の作成《吸収法人》（ 年 月 日） 【4. 参照】
 《被吸収法人》（ 年 月 日）

●債権者に対する公告《吸収法人》 【5. 参照】
 例：掲示場掲示（ 年 月 日～ 年 月 日）
 例：機関紙掲載（ 年 月 日）

債権者に対する公告《被吸収法人》
 例：掲示場掲示（ 年 月 日～ 年 月 日）
 例：機関紙掲載（ 年 月 日）

異議申出期間（2月以上）経過後

●合併契約の締結（ 年 月 日） 【6. 参照】

●合併認証申請（ 年 月 日） 【7. 参照】
 合併認証書到達（ 年 月 日）

認証書到達日から2週間以内

●合併の登記申請（ 年 月 日） 【8. 参照】

登記後遅滞なく

●合併届《吸収法人》（ 年 月 日） 【9. 参照】
 解散届《被吸収法人》（ 年 月 日）

(4) 任意解散

<ポイント>

- 「任意解散」は、「吸収合併」と異なり、解散した後に清算手続が必要となるが、解散するまでの手続は、一般的に「吸収合併」より比較的容易である。
- 規則変更が可能であれば、あらかじめ、法令の範囲内で、規則で定められている解散決定の手続（責任役員会以外の機関の同意等）や公告の方法などを現状に合わせたり、簡便にすることも考えられる。
- 所轄庁の丁寧なサポートが肝要であり、不活動宗教法人対策推進事業を活用するなど、法人関係者と緊密に連絡をとり、進捗状況を確認することも必要である。

<任意解散手続>

1. 解散の決定について規則で定める手続を確実に経る

(1) 責任役員会の議決

任意に解散する旨を責任役員会で議決する（法第 44 条第 2 項）。規則に特別決議（例えば 3 分の 2 以上の賛成）などが定められている場合には、その定めにより議決する。規則に別段の定めがない場合には、責任役員の定数の過半数の議決によることになる（法第 19 条）。

解散の決定に際しては、清算人の選任や残余財産の処分についても議決しておく。

① 清算人の選任

規則に別段の定めがある場合及び解散に際し代表役員又はその代務者以外の者を清算人に選任する場合を除き、代表役員（又はその代務者）を清算人に選任する（法第 49 条第 1 項）。

② 残余財産の処分

残余財産の処分に関して、規則上「責任役員会で選定した者に帰属する。」などと規定されている場合には、あらかじめ残余財産の帰属先を具体的に決定しておく。

規則に別段の定めがないときは、他の宗教団体（包括宗教法人含む）又は公益事業のために処分する旨決議することもできる（法第 50 条第 2 項）。この際、相当の努力を果たしてもなお処分できない残余財産の国庫帰属を検討する場合は、祭祀財産は国庫帰属しない（36 頁参照）ことに留意して、並行して、宗教性を持たない財産とするための教義上の手続を検討するよう助言すること。

(2) その他の機関の議決・同意

規則上、総代会など責任役員会以外の機関の議決・同意が必要な場合には、当該機

関の議決・同意を経る。

(3) 包括宗教法人の承認

規則上、包括宗教法人の承認が必要な場合には、包括宗教法人の承認を経る。

2. 信者その他の利害関係人に対する公告

規則で定める手続を経た後、信者その他の利害関係人に対し、任意解散に意見があれば、一定の期間内（公告の日から2月以上）に申し述べるべき旨を公告する（法第44条第2項）。

公告方法は、掲示場への掲示や機関紙への掲載など規則で定めるところによる（様式19）。掲示場に掲示する場合、公告開始日及び公告終了日は公告期間には算入されないため、例えば10日間公告する場合には、1日目から12日目まで掲示する。また、公告したことを証するなどの観点から、信者等2～3名に掲示状況を確認してもらうほか、掲示状況の写真も撮ること。

信者その他の利害関係人が意見を述べたときは、その意見を十分に考慮して、解散手続を進めるかどうかについて再検討しなければならない（法第44条第3項）。

3. 解散認証申請

(1) 解散認証申請

信者その他の利害関係人が意見を申し述べる期間を経過した後、所轄庁に任意解散の認証を申請する（法第45条）。

解散認証申請書（様式17）の基本的な添付書類は下記のとおり（法第45条）。

①解散・清算人の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類

責任役員会議事録（様式18）、包括宗教法人がある場合には包括宗教法人の承認書等

②信者その他の利害関係人に対する公告をしたことを証する書類

公告証明書（様式19）、公告の写真等

③解散理由書

（信者がいなくなったこと等の、解散をするに至った経緯や理由を簡潔に記した任意の様式の書面）

(2) 解散認証書の交付

所轄庁による認証後、所轄庁から解散認証書及びその謄本を交付（法第46条第2項）。解散は、この認証書の交付によって効力を生じる（法第47条）。

4. 解散及び清算人就任登記・印鑑届

認証書の交付を受けた日から2週間以内に、清算人（一般に代表役員）は、解散及び清算人就任登記を申請する（法第57条）。その際、法務局の様式により清算人の印鑑届も提出する。

解散及び清算人就任登記申請書（様式20）には、上記印鑑届を行った印鑑を押印し、次のような書類を添付する。添付書類には原本を添付するが、原本証明を付した原本の写しを併せて提出することにより、原本の還付請求ができる。

- ①所轄庁の証明がある解散認証書の謄本
- ②解散・清算人の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類
責任役員会議事録、包括宗教法人がある場合には包括宗教法人の承認書等
- ③規則

5. 解散及び清算人就任届 ⇒ 清算手続に続く

解散及び清算人就任登記後、遅滞なく、所轄庁に解散及び清算人就任を届け出る（法第9条）。

解散及び清算人就任届（様式21）には、解散及び清算人就任が登記された登記事項証明書を添付する。

<任意解散手続チェックシート>

●解散・清算人の決定について規則で定める手続	【前掲「手続」1. 参照】
責任役員会の議決（ 年 月 日）	
その他の機関の同意・議決（ 年 月 日）	
包括宗教法人の承認（ 年 月 日）	

●信者その他の利害関係人に対する公告	【2. 参照】
例：掲示場掲示（ 年 月 日～ 年 月 日）	
例：機関紙掲載（ 年 月 日）	
意見申出期間（2月以上）経過後	

●解散認証申請（ 年 月 日）	【3. 参照】
解散認証書交付（ 年 月 日）	
認証書の交付を受けた日から2週間以内	

●印鑑届・解散及び清算人就任登記（ 年 月 日）	【4. 参照】
登記後遅滞なく	

●解散及び清算人就任届（ 年 月 日）	【5. 参照】
清算人就任日から2月以内	

●債権申出の官報公告	【後掲「清算手続」3. 参照】
第1回（ 年 月 日）	
第2回（ 年 月 日）	
第3回（ 年 月 日）	
債権申出期間（2月以上）経過後	

●清算終了登記（ 年 月 日）	【清算手続5. 参照】
登記後遅滞なく	

●清算終了届（ 年 月 日）	【清算手続6. 参照】
----------------	-------------

(5) 解散命令請求

<ポイント>

- 宗教法人法上、不活動宗教法人に係る解散命令の要件は次の3つがあり、いずれかの要件に該当していれば解散命令の要件を具備することとなる。任意の整理が困難である、あるいは連絡がつかない不活動宗教法人については、速やかに解散命令請求に着手する必要がある。
 - ① 1年以上にわたって宗教団体の目的のための行為をしないこと（法第81条第1項第2号後段）
 - ② 礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後2年以上にわたってその施設を備えないこと（法第81条第1項第3号）
 - ③ 1年以上にわたって代表役員及びその代務者を欠いていること（法第81条第1項第4号）

- 解散命令の裁判手続は、非訟事件手続法（以下「非訟」と表記する。）の定めるところによって進められる（法第81条第7項）。非訟事件手続は通常の訴訟手続と異なり、裁判所の職権（裁量）で審理が進められるところに大きな特徴がある（非訟第9条）。したがって、解散命令を請求する場合には、事前に管轄する地方裁判所の非訟事件担当部署と十分に相談した上で、その指導に従い、手続を進めることが重要。

- 被包括宗教法人の場合は、包括宗教法人の関係者に申請人や特別代理人、清算人になってもらうこと等協力を依頼することも検討。

- 代表役員等が生存している場合も、迅速化の観点から所轄庁が請求する。実務上解散を進めて行く上では、清算人、特別代理人となる者の確保や、残余財産の帰属先の調整、信者、総代等の関係者の理解を得ること等、請求に至るまでの調整が必要となることから、できるだけ迅速に行うためにも、所轄庁による請求が適当である。

■ 解散命令請求手続

1. 清算人候補者・特別代理人候補者の選定

(1) 解散命令請求の判断

吸収合併・任意解散の自主的な解散が見込めない場合には、解散命令の請求を検討する。解散命令の請求は、制度上、所轄庁のほか、当該法人の役員や包括宗教法人などの利害関係人、検察官が行うことができる（法第 81 条第 1 項）。

(2) 清算人候補者選定

裁判所に対し、解散命令と併せて清算人の選任も求めることとなるため、清算人候補者をあらかじめ選定しておく。ただし、未成年者等の法第 22 条に規定する役員の欠格事由に該当する者は清算人となることはできないことに留意が必要である（法第 49 条第 4 項）。

代表役員、責任役員など法人関係者が存在する場合には、法人関係者が清算人候補者となることが考えられる。ただし、残余財産があると見込まれる場合には、清算事務が専門的になると想定されることから、法律等の専門家を選定することも考えられる。

(3) 特別代理人候補者選定

解散命令を請求する場合、不活動宗教法人は解散命令申立事件の相手方となるため、代表役員を欠いているときには、裁判所に対し、解散命令と併せて当該法人を代表することとなる特別代理人の選任を求める必要がある（非訟第 19 条、第 17 条）。このため、特別代理人候補者をあらかじめ選定しておく。

特別代理人候補者は、清算人候補者と同一人物でも構わない。

2. 必要書類の作成・準備

(1) 解散命令申立書

解散命令申立書（非訟第 43 条）（様式 22）を作成する。

相手方となる不活動宗教法人及びその代表役員の表記は登記事項証明書を参考にして記載する。様式 22 中の「第 1 申立ての趣旨」には①法人の解散を求める旨及び②清算人の選任を求める旨を記載するとともに、「第 2 申立ての理由」には、不活動に陥った経緯や現状、解散命令事由に該当する旨、解散命令を請求する根拠条文（法第 81 条 1 項 2 号後段、3 号、4 号）などを具体的かつ簡潔に記載する。最後に、あらかじめ選定した清算人候補者を職権で清算人に選任するように求める。

(2) 添付書類

解散命令申立書の基本的な添付書類は下記のとおり。

①法人登記事項証明書（閉鎖登記簿謄本を含む）

⇒法務局に交付依頼する（様式 1）。

②規則認証書の謄本、規則の謄本

③陳述書

⇒当該法人が不活動に陥った経緯や現状を具体的かつ簡潔に記載した書類で、裁判所による当該法人の現状等の確認に用いられる（様式 23）。役員や信者など法人の活動状況をよく知る者に作成を依頼する。代表役員の親族や包括宗教法人、地元住民に作成を依頼することも考えられる。

④代表役員の除籍謄本

⇒代表役員が死亡している場合には、代表役員の除籍謄本を市区町村に交付依頼する（様式 24）。

⑤清算人候補者の住民票、身分証明書

⇒市区町村に交付依頼する（様式 25、26）。

⑥「登記されていないことの証明書」

⇒清算人候補者が、後見登記等ファイルに記録されていないことの証明書を、様式 27 とともに法務局の申請書、に氏名、生年月日、住所等を記入し、法務局・地方法務局の本局に申請する。切手を貼付した返信用封筒を同封の上、東京法務局民事行政部後見登録課宛てに郵送で申請することも可能。この証明書を地方公共団体の職員が職務上請求する場合には、同証明書にかかる手数料は免除される（登記手数料令第 18 条）。

⑦清算人（特別代理人）就任承諾書

⇒清算人（特別代理人）候補者に作成を依頼する（様式 28、29）。清算人候補者と陳述書作成者が同一の場合には、陳述書において、清算人就任承諾の旨を記載してもらうよう依頼することも考えられる。

⑧法人事務所所在地の不動産登記事項証明書・閉鎖登記簿謄本及び公図

⇒法務局に交付依頼する。

⑨指定書（様式 31）

⇒申し立てた事件につき、所轄庁である知事の裁判上の行為を行う職員を指定するもの。

⑩その他（現地調査報告書・現地写真など）

※ 経費削減のため、あらかじめ、請書（様式 32）の提出を条件に決定書等を特別送達ではなく普通郵便で送付されたい旨裁判所事務官に依頼することも考えられる。

（3）特別代理人選任申立書

裁判所に特別代理人の選任を求める場合には、特別代理人選任申立書（様式 30）を作成する。

特別代理人選任申立書には、法人を代表する者が存在しないことを記載するほか、あらかじめ選定した特別代理人候補者を特別代理人に選任するように求める。

(4) 法務大臣宛ての報告

都道府県知事が行う解散命令の申立てに係る事務は、第一号法定受託事務である（法第 87 条の 2）のでこの申立てをしようとする場合には、あらかじめ申立てをする旨を法務大臣に対して、報告する必要がある（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第 9 条、第 6 条の 2 第 2 項。様式 33）。この報告は、解散命令を申し立てる地方裁判所の所在地を管轄区域とする法務局又は地方法務局の長に送付する。

3. 解散命令申立て・特別代理人選任申立て

(1) 申立て先

法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に申し立てる（法第 81 条第 2 項）。

(2) 申立て費用

申立てに係る費用は申立人が負担する（非訟第 26 条）。申立てに係る費用は次のとおりである。収入印紙を申立て書に貼って納付することとなっている（民事訴訟費用等に関する法律（以下「民訴費」という。）第 8 条）。

①解散命令申立て・・・ 1 件 1,000 円（民訴費第 3 条、別表第 1 16 の項）

②特別代理人選任申立て・・・ 1 件 500 円（民訴費第 3 条、別表第 1 17 の項）

なお、裁判所が清算人選任を別事件として扱う場合には、別途清算人選任に係る費用が必要になることがある。

③清算人選任申立て・・・ 1 件 1,000 円（民訴費第 3 条、別表第 1 第 16 項）

このほか、当事者の呼出しや決定書の送達に必要な費用を郵便切手で納付する（民訴費第 12 条、第 13 条）。具体的な納付金額は、裁判所の担当書記官に確認する。

4. 特別代理人選任決定・審理手続

裁判所に特別代理人の選任を求めている場合において、裁判所が、その申立てに理由があると認めた場合には、特別代理人の選任を決定する。

裁判所は、職権で事実の探知や証拠調べを行う（非訟第 49 条第 1 項）。当事者は、裁判所から陳述を求められる（法第 81 条第 4 項）。審理手続は非公開で行われる。

陳述の方法としては、書面の提出を求められることが一般的であり、裁判所への出頭を求められることは稀である。添付書類として陳述書を提出した場合であっても（2.

(2) ③参照）、申請内容に間違いはないか、他に主張することはないかといった内容について、改めて陳述を求められることがある。

5. 解散命令決定・清算人選任決定

裁判所から、理由を付した解散命令の決定書が当事者に送達される（法第 81 条第 3 項）。この際、あらかじめ決定の日が告知されることはない。この解散命令は、高等裁判所への即時抗告期間の満了後となる、決定書が相手方である法人に届いた日から 2 週間後に確定する（法第 81 条第 5 項、非訟第 67 条）。

解散の登記は、解散命令確定後、裁判所の嘱託により行われるため、当事者が行う必要はない（法第 81 条第 6 項）。

清算人については、解散命令確定から 2 週間以内に、清算人就任登記を申請する（裁判所の嘱託による解散登記の後でなければ清算人就任登記はできない。）。

⇒ 清算手続に続く。

<解散命令請求手続チェックシート>

●清算人候補者・特別代理人候補者の選定 必要書類の作成・準備	【前掲「手続」1. 参照】 【2. 参照】
●法務大臣への報告	【2. 参 照】
●解散命令申立て・特別代理人選任申立て（ 年 月 日）	【3. 参照】
●特別代理人選任決定書送達（ 年 月 日） 審問手続	【4. 参照】
●解散命令決定書送達（ 年 月 日） ●清算人選任決定書送達（ 年 月 日）	【5. 参照】
解散命令決定書送達日から2週間後	
●解散命令確定、解散の登記（裁判所の囑託）	【5. 参照】
解散命令確定から2週間以内	
●印鑑届・清算人就任登記（ 年 月 日）	【後掲「清算手続」1. 参照】
登記後遅滞なく	
●清算人就任届（ 年 月 日）	【清算手続2. 参照】
清算人就任日から2月以内	
●債権申出の官報公告	【清算手続3. 参照】
第1回（ 年 月 日）	
第2回（ 年 月 日）	
第3回（ 年 月 日）	
債権申出期間（2月以上）経過後	
●清算結了登記（ 年 月 日）	【清算手続5. 参照】
登記後遅滞なく	
●清算結了届（ 年 月 日）	【清算手続6. 参照】

(6) 清算

<ポイント>

○清算法人

任意解散した宗教法人及び解散命令によって解散した宗教法人は、そのまますぐに消滅するのではなく、清算法人として、法人の財産関係を整理するという目的の範囲内において存続し、清算終了によって消滅することになる（法第48条の2）。

解散前の宗教法人は代表役員が代表するが、解散後の清算法人は清算人が代表する。

○清算人

任意解散したときは、代表役員が清算人となり（規則に別段の定めがある場合及び解散に際し代表役員以外の者を清算人に選任した場合を除く。）、解散命令によって解散したときは、裁判所が選任した者が清算人となる（法第49条第1項、第2項、第3項）。（文化庁においては、法人関係者の生死、行方が不明な場合等には、弁護士、司法書士等を清算人候補者として裁判所に申し立てるようにしている。）

ただし、法第22条に規定する役員の不格事由に当たる者は、清算人となることはできない（法第49条第4項）。

○清算事務

清算人の職務は、「現務の結了」、「債権の取立て及び債務の弁済」、「残余財産の引渡し」とされており、これらの職務を行うために必要な一切の行為を行うことができる（法第49条の2）。

清算は、裁判所の監督に属し、主たる事務所所在地の地方裁判所が管轄するため（法第51条の2）、法人名義の不動産や預貯金、債権債務が現存している場合には、事前に裁判所と十分に相談した上で、裁判所からの指導に従い、適正に清算事務を進めることが重要。

また、法人に残余財産がないと考えられる場合も、事前に裁判所と相談することが望ましい。

※解散命令請求により解散した場合に、関係者に清算人に就任していただいた際は、「宗教法人の解散に伴う清算手続」（38頁参照）を手交し、清算人就任に伴う手続きを依頼する。

■ 清算手続

1. 清算人就任登記・印鑑届

(1) 清算人就任登記

任意解散した場合には、清算人就任登記は解散登記と同時に申請するため（25 頁参照）、清算人就任登記を別途申請する必要はない。

解散命令によって解散した場合には、解散命令確定から 2 週間以内に、清算人就任登記を申請する（解散登記は裁判所の囑託によって申請され、その後でなければ清算人就任登記はできない。）。

清算人就任登記申請書（様式 34）には、以下の印鑑届を行った印鑑を押印し、清算人選任の決定書の謄本を添付する。

(2) 印鑑届

清算人は、清算人の印鑑を法務局に届け出る。この印鑑届は、任意解散した場合であっても、解散命令によって解散した場合であっても必要であり、清算人就任登記と併せて行う。

印鑑届書は法務局の窓口で交付している。印鑑届書には、届出印と届出人（清算人）の実印を押印し、実印に関しては市区町村長が発行する印鑑登録証明書（作成後 3 か月以内）を添付する。

2. 清算人就任届

清算人就任登記後遅滞なく、所轄庁に清算人就任を届け出る（法第 9 条）。任意解散した場合には、清算人就任届は解散届と同時に行う。

清算人就任届（様式 35）には、清算人就任が登記された登記事項証明書を添付する。

3. 債権申出の公告・催告

(1) 債権申出の官報公告

清算人就任の日から 2 か月以内に少なくとも 3 回、債権者に対し、債権の申出をすべき旨の官報公告を行う（法第 49 条の 3 第 1 項）。第 1 回目の公告が、清算人就任の日から 2 か月以内であれば構わない。公告文（様式 36）には、2 か月以上の一定の期間内に債権の申出をすること、期間内に申出をしないときは、その債権は清算から除斥（除外）されることを記載する（法第 49 条の 3 第 2 項）。

官報公告の掲載は、所定の官報公告等掲載申込書に必要事項を記入の上、官報販売所に申し込む。なお、オンラインによる申請（<https://kanpo.net/>）も可能となっている。文部科学大臣所轄法人について実施した際には、令和 3 年現在の費用は 3 回で 10 万円強であった。

(2) 知れている債権者に対する催告

知れている債権者がいる場合には、当該債権者に個別に催告する（法第 49 条の 3 第 3 項）。知れている債権者がいない場合は不要。

催告は、郵便等によって行う（様式 37）。なお、債権の申出がなくても清算から除斥（除外）することはできない（法第 49 条の 3 第 2 項ただし書）。

4. 清算事務

(1) 現務の結了

解散前から継続している事務（現務）は、整理し、事務を終了させる。

宗教法人が墓地や納骨堂を運営していた場合には、許可権限者（都道府県知事又は市町村長）の廃止の許可を受ける（墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 2 項）。その際、改葬が必要となる場合には、それについても市町村長の許可を受けなければならないため（墓地、埋葬等に関する法律第 5 条第 1 項）、事前に市町村の墓地・埋葬担当部署と相談する。

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

債権者に対する債務の弁済（返済）は、清算人の重要な職務であり、そのためにも、未回収の債権がある場合には、取立てを行う。

債務の弁済は、上記債権申出の催告後、平等に行わなければならない。債権者であること及び債務額が確定した時点で、法人の財産から債務（借入金、未払い金等）の弁済を行う。なお、清算中に法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を官報公告する（法第 49 条の 5）。

(3) 残余財産の処分及び引渡し

債権債務を整理し、解散事務費を控除した後、法人に残った積極財産（残余財産）は、処分し、帰属権利者に引渡すことになる。これにより法人の一切の権利義務は消滅し、法人格も消滅する。

残余財産は、規則の定めに従って処分する（法第 50 条第 1 項）。

規則に定めがないときは、他の宗教団体又は公益事業のためにその財産を処分することができる（法第 50 条第 2 項）。「公益事業」への処分として残余財産を地元の地縁団体に帰属させる例もある。

それでもなお処分されない財産は、国庫に帰属することになる（法第 50 条第 3 項）

(4) 具体的な国庫帰属の手続について

民法第 897 条第 1 項の規定により「系譜、祭具及び墳墓の所有権」は残余財産とならず、結果、相続人不明時の国庫帰属の対象とならないことを踏まえ、これらの同項に規

定する祭祀財産のほか、宗教的性質を有したままの財産は国庫帰属しない。このため、解散命令請求までにこれらの財産の処分を終える。

(処分の例)

- 境内建物：解体、撤去
- 礼拝の用に供される物、系譜及び祭具：撤去
- 墳墓： 墓石、墓牌の解体、撤去。墓石、墓牌の所在する土地の地目を通常の管理・処分が可能な地目（「宅地」や「雑種地」等）への変更登記。

残余財産については、（3）において残余財産の処分及び引き渡しについて述べたことに沿った適切な処分が行われているか確認する。その上でもなお残余となる財産については、財務局に引き継がれる前までに処分が行われることが望ましい。

解散命令請求を行うに際して、国庫帰属の手続が生じる場合には、あらかじめ財務局に情報提供するとともに、確実に清算が行えるよう、所轄庁の対策実行の進捗にあわせて上記の財産の処分の方向性の相談等を、必要に応じて清算人候補者とともに進めること。

5. 清算終了登記

清算終了の日から2週間以内に、清算終了登記を申請する（法第58条）。清算終了登記により、登記簿は閉鎖される。

清算終了登記申請書（様式38）に添付書類は要しない。

6. 清算終了届

清算終了登記後遅滞なく、所轄庁に清算終了を届け出る（法第9条）。

清算終了届（様式39）には、清算終了が登記された登記事項証明書を添付する。

(参考：清算人就任予定者への連絡事項)

宗教法人解散に伴う清算登記手続

裁判所から清算人選任の決定書が送付されましたら、清算人就任の登記手続等をしていただく必要がありますので、次の説明をよく読んで登記手続をして下さい。

I 清算人就任の登記について

1. 印鑑届書（法務局の様式を用いる）

- (1) 印鑑届書（注1）の箇所に届け出ようとする印鑑を押して下さい。
※ この印鑑が、法人の代表者印（いわゆる実印）となり、以後の諸手続に使用することになります。従来の代表役員が届け出していた印鑑、あるいは清算人個人の実印を届け出することも可能です。
- (2) 清算人個人の実印を（注3）の箇所に押して下さい。
- (3) この印鑑届書には、清算人個人の印鑑証明書（作成後3か月以内）を添付して下さい。

2. 宗教法人清算人就任登記申請書（様式34）

- (1) 印の箇所に上記の印鑑届書で届け出た印鑑を押して下さい（押印箇所は1カ所）。
- (2) この申請書には、添付書類として、裁判所から受領した清算人選任の決定書謄本を添付して下さい。

以上、宗教法人清算人就任登記申請書と印鑑届書を同時に法務局に提出して下さい。

なお、この登記手続は、解散命令確定後、2週間以内に行って下さい。

登記が完了しましたら、登記事項証明書を1通取得し、清算人就任届（様式35）に添付して当庁へ提出して下さい。

II 清算終了の登記について

宗教法人は、裁判所の解散命令決定によって解散し、清算人就任の登記により清算段階に入っていきます。

清算事務が完了したら、その日から2週間以内に清算終了の登記を行っていただきます。

なお、清算終了の登記は、Iの清算人就任の登記を行ってから、2か月を経過してから行って下さい。

清算終了の登記は、宗教法人清算終了登記申請書を法務局に提出することで完了し、最終的にこの宗教法人の登記簿は閉鎖されます。

印の箇所に上記の印鑑届書で届け出た印鑑を押して下さい（押印箇所は1カ所）。

この申請書は、清算終了日と申請日を記入し、法務局に提出してある印鑑を押して、提出していただくだけで済みます。他に添付資料は必要ありません。

登記が完了しましたら、登記事項証明書を1通取得し、清算終了届（様式39）に添付して当庁へ提出して下さい。

様式一覧

- 様式 1 (登記事項証明書 of 交付依頼書)
- 様式 2 (不活動宗教法人リスト)
- 様式 3 (不活動宗教法人台帳)
- 様式 4 (代表役員変更登記完了届)
- 様式 5 (活動再開計画書提出届)
- 様式 6 (合併認証申請書)
- 様式 7-1 (吸収法人 of 責任役員会議事録)
- 様式 7-2 (被吸収法人 of 責任役員会議事録)
- 様式 8-1 (吸収法人 of 合併公告証明書)
- 様式 8-2 (被吸収法人 of 合併公告証明書)
- 様式 9-1 (吸収法人 of 財産目録作成等 of 証明書)
- 様式 9-2 (被吸収法人 of 財産目録作成等 of 証明書)
- 様式 10-1 (吸収法人 of 債権者に対する公告証明書)
- 様式 10-2 (被吸収法人 of 債権者に対する公告証明書)
- 様式 11 (債権者に関する証明書)
- 様式 12 (合併契約書)
- 様式 13 (吸収法人 of 変更登記申請書)
- 様式 14 (被吸収法人 of 解散登記申請書)
- 様式 15 (吸収法人 of 合併届)
- 様式 16 (被吸収法人 of 解散届)
- 様式 17 (解散認証申請書)
- 様式 18 (責任役員会議事録)
- 様式 19 (解散公告証明書)

- 様式 2 0 (解散及び清算人就任登記申請書)
- 様式 2 1 (解散及び清算人就任届)
- 様式 2 2 (解散命令申立書)
- 様式 2 3 (陳述書)
- 様式 2 4 (除籍謄本交付依頼書)
- 様式 2 5 (住民票の写しの交付依頼書)
- 様式 2 6 (身分証明書交付依頼書)
- 様式 2 7 (登記されていないことの証明交付依頼書)
- 様式 2 8 (清算人(特別代理人)就任承諾書)
- 様式 2 9 (報酬請求権放棄書)
- 様式 3 0 (特別代理人選任申立書)
- 様式 3 1 (指定書)
- 様式 3 2 (請書)
- 様式 3 3 (国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に定める第一号法定受託事務に関する事件の申立てについての報告)
- 様式 3 4 (清算人就任登記申請書) (解散命令による解散の場合)
- 様式 3 5 (清算人就任届) (解散命令による解散の場合)
- 様式 3 6 (公告文)
- 様式 3 7 (知っている債権者に対する催告書)
- 様式 3 8 (清算終了登記申請書)
- 様式 3 9 (清算終了届)
- 様式 4 0 - 1 (管轄裁判所に対する過料事件通知)
- 様式 4 0 - 2 (管轄裁判所に対応する地方検察庁に対する通知)

様式1（登記事項証明書の交付依頼書）

●●年●●月●●日

●●（地方）法務局●●支局（出張所）長 殿

●●県●●部長

● ● ● ● 印

登記事項証明書の交付について（依頼）

下記の宗教法人について、所轄庁として現状を把握したいため、登記事項証明書の交付をお願いします。

記

名 称 宗教法人「●●●●」

所在地 ●●県●●郡●●村大字●●番地

（備 考）

担当者：

連絡先：

- ・手数料は、登記手数料令第19条により免除願います。

不活動宗教法人リスト

	年	月	現在					
宗教法人名 (事務所所在地) ※頭の()内は、包括、被包括、単立の区分	代表役員 (住所等連絡先) ※名前の後の()内は生死	関係者 (住所等連絡先) ※名前の後の()内は法人との関係	包括の場 合は被包括 場 合は包括団 体名	対策方針	左の方針 決定した 時期	再開意思	実態	備考
1 (包)〇〇教 (〇〇県〇〇町)	〇〇〇〇(死) (〇〇県〇〇市)	〇〇〇〇(長男) (〇〇県〇〇市)	1	任意解散	令和●●年 ●●月	無	①②③④	長男が清算人就任に同意。●●年●●月の責任役員会で任意解散議論の予定とのこと。
2 (包)〇〇寺 (〇〇県〇〇市)	〇〇〇〇(不明) (〇〇県〇〇市)	?	?	調査中(令和●●年●●月から)	令和●●年 ●●月	?	①②③④	関係者が見つからない。●●年●●月の備付け書類提出の督促が未達なら解散命令検討。
3 (単)〇〇教会 (〇〇県〇〇町)	〇〇〇〇(死) (〇〇県〇〇市)	〇〇〇〇(役員) (電話番号)	-	任意解散	令和●●年 ●●月	無	①③④	任意解散の意思はある。●●年●●月の責任役員会において後任の代表役員を選任し、認証申請を行う予定
4 (被)〇〇寺 (〇〇県〇〇市)	〇〇〇〇(死) (〇〇県〇〇市)	〇〇〇〇(役員) (〇〇県〇〇市)	〇〇宗	対策保留	令和●●年 ●●月	有	①③④	一部の責任役員が解散に反対。●●年●●月の責任役員会の結果を待つて〇〇〇〇氏と協議予定。
5 (包)〇〇宗〇〇 派 (〇〇県〇〇市)	〇〇〇〇(生) (〇〇県〇〇市)	〇〇〇〇(長男) (〇〇県〇〇市)	10	吸収合併	令和●●年 ●●月	無	①②③④	被包括の状況を調査。 不動産あり。

※「調査中」「対策保留」とする法人については、法人側とのやり取り等、今後の方向性を備考欄に記載。

【法人の実態別分類】①・・・1年以上にわたって宗教活動をしていない(法81①Ⅱ後段)

②・・・礼拝の施設が滅失してから2年以上にわたってその施設を備えない(法81①Ⅲ)

③・・・1年以上にわたって代表役員及びその代務者がいない(法81①Ⅳ)

④・・・その他(信者の不在等)

⑤・・・調査中

様式3 (不活動宗教法人台帳)

不活動宗教法人台帳(1/2)

				整理番号	〇〇-〇〇	
法人名	〇〇〇教団		<input type="checkbox"/> 包・被包	設立登記	昭和 年 月 日	
所在地	〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇番地			電話番号	()	
登記簿上の 代表役員	氏名	〇〇〇〇	住所	〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇番地		
	任期	年	電話番号	()	生死	生存
代表役員	就任年月日	氏名		就任年月日	氏名	
	昭 . .	〇〇 〇〇				
	昭 . .	〇〇 〇〇 (現在)				
関係者	氏名	住所		電話番号	関係	備考
	〇〇〇〇	〇〇町大字〇〇		?	責任役員	連絡拒否
	〇〇〇〇	〃		()	代表役員 の長男	
包括団体名 ・ <input type="checkbox"/> 被包括法人名	名称	住所		電話番号	活動状況	備考
	〇〇	〇〇町大字〇〇			不活動	
境内地	法人所有 ・ <input type="checkbox"/> 借地 (地主)					
境内建物 (<input type="checkbox"/> 有・無)	法人所有 (使用可・使用不可) ・ <input type="checkbox"/> 借家 (家主)					
活動状況	不活動			再開の意思	無	
対策方針 ・ 理由	任意解散					
当面の作業内容 と予定 (法人への依 頼事項含む)	責任役員の補充を待って、解散手続きを進める					
最終連絡日	平成 年 月 日					

不活動宗教法人台帳(2/2)

整理番号	—
------	---

法人名	〇〇教団	
法人連絡の記録 年月日、 連絡手段、 相手方、 当方担当名		
上記連絡の結果判明した最新の状況 役員、 財産、 信者、 包括・被包括 団体の状況等 について記入		
問題点 及び 具体的対応		
整理予定時期	〇〇年〇〇月頃	

様式4 (代表役員変更登記完了届)

●●年●●月●●日

● ● 県 知 事 殿

所在地 ●●県●●市●●町●●番地
宗教法人 ● ● ● ●
代表役員 ● ● ● ● 印

代表役員変更登記完了届

このたび、代表役員に変更が生じ、宗教法人法第 53 条の規定による変更の登記をしましたので、同法第 9 条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

様式5 (活動再開計画書提出届)

●●年●●月●●日

● ● 県 知 事 殿

所在地
宗教法人 ● ● ● ●
届出人 ● ● ● ● 印

宗教法人「●●●●」活動再開計画書提出届

このたび、宗教法人「●●●●」は、別添の活動再開計画書のとおり活動を再開することとなりましたので、提出します。

連絡先
住 所
電話番号
氏 名

活動再開計画書

1 代表役員、責任役員を選任

- (1) 代表役員就任予定者（承諾書添付）
- (2) 責任役員就任予定者（承諾書添付）
- (3) その他の規則に定める役員就任予定者（承諾書添付）

2 境内地の取得

- (1) 取得の形態（寄附、売買、賃借等）
- (2) 相手方
- (3) 時期
- (4) 資金計画

3 境内建物の整備

- (1) 取得の形態（新築、寄附、売買、賃借等）
- (2) 相手方
- (3) 時期
- (4) 資金計画

4 財政基盤の整備計画（活動資金をどのように確保するか）

5 宗教活動（儀式・行事等）の年間計画

6 現在の信者名簿及び今後の信者の確保

様式6 (合併認証申請書)

●●年●●月●●日

● ● 県 知 事 殿

●●県●●市●●町●●番地
(吸収法人) 宗教法人 ● ● ● ●
代表役員 ● ● ● ● 印

▲▲県▲▲市▲▲町▲▲番地
(被吸収法人) 宗教法人 ▲ ▲ ▲ ▲
代表役員 ▲ ▲ ▲ ▲ 印

宗教法人合併認証申請書

宗教法人●●●●と宗教法人▲▲▲▲とを合併(宗教法人●●●●が存続)したいので、宗教法人法第38条の規定により、下記関係書類を添えて合併の認証を申請します。

記

I 宗教法人●●●●

- 1 合併の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類
 - (1) 責任役員会議事録(写)
 - (2) 包括宗教法人の承認書(写)
- 2 法第34条第1項の規定による公告をしたことを証する書類
 - (1) 公告証明書
 - (2) 公告の写真
- 3 法第34条第2項の規定による手続を経たことを証する書類
 - (1) 証明書
 - (2) 財産目録
- 4 法第34条第3項の規定による手続を経たことを証する書類
 - (1) 公告証明書
 - (2) 公告の写真
 - (3) 証明書
- 5 合併理由書
- 6 合併契約書(写)

II 宗教法人▲▲▲▲

(Iに準じて記載する。)

様式7—1（吸収法人の責任役員会議事録）

責任役員会議事録（写）

1 日 時 ●●年●●月●●日 ●●時●●分～●●時●●分

2 場 所 ●●●●

3 出席者 代表役員●●●●
責任役員●●●●、●●●●

4 議 題

(1) 宗教法人●●●●が宗教法人▲▲▲▲を吸収合併する件について

(2) 合併契約（案）について

5 議事の経過及びその結果

代表役員●●●●は選ばれて議長となり（注）、責任役員●名中●名の出席を確認し、開会を宣す。代表役員から各議題について説明があり、審議の結果、全会一致で可決した。

上記議事録の真実を証するため出席者全員記名押印する。

●●年●●月●●日

宗教法人 ● ● ● ●
代表役員 ● ● ● ● 印
責任役員 ● ● ● ● 印
責任役員 ● ● ● ● 印

上記は、原本と相違ないことを証明します。

●●年●●月●●日

宗教法人 ● ● ● ●
代表役員 ● ● ● ● 印

（注）議長の選任について規則に定めがある場合は、規則に従って議長を選任した旨を記載。

責任役員会議事録（写）

1 日 時 ●●年●●月●●日 ●●時●●分～●●時●●分

2 場 所 ●●●●

3 出席者 代表役員●●●●
責任役員●●●●、●●●●

4 議 題

(1) 宗教法人▲▲▲▲を宗教法人●●●●に合併（宗教法人●●●●が存続）する件について

(2) 合併契約（案）について

5 議事の経過及びその結果

代表役員●●●●は選ばれて議長となり（注）、責任役員●名中●名の出席を確認し、開会を宣す。代表役員から各議題について説明があり、審議の結果、全会一致で可決した。

上記議事録の真実を証するため出席者全員記名押印する。

●●年●●月●●日

宗教法人 ▲ ▲ ▲ ▲
代表役員 ▲ ▲ ▲ ▲ 印
責任役員 ▲ ▲ ▲ ▲ 印
責任役員 ▲ ▲ ▲ ▲ 印

上記は、原本と相違ないことを証明します。

●●年●●月●●日

宗教法人 ▲ ▲ ▲ ▲
代表役員 ▲ ▲ ▲ ▲ 印

（注）議長の選任について規則に定めがある場合は、規則に従って議長を選任した旨を記載。

様式8-1 (吸収法人の合併公告証明書)

公告証明書

宗教法人▲▲▲▲を吸収合併するため、宗教法人法第34条第1項の規定により、下記のとおり公告しました。

記

1 公告の方法

●●年●●月●●日から●●年●●月●●日まで●●日間、事務所の掲示場に
掲示(●●年●●月●●日発行の機関紙「●●」に掲載)した。

2 公告文

別紙のとおり

●●年●●月●●日

宗教法人 ● ● ● ●
代表役員 ● ● ● ● 印

上記の事実を確認したことを証明します。

●●年●●月●●日

住所 ●●県●●市●●町●●番地
(※信者) 氏名 ● ● ● ● 印
住所 ●●県●●市●●町●●番地
(※信者) 氏名 ● ● ● ● 印

(注) 確認者は、信者その他の利害関係人とし、2～3人で連署。

公告証明書は合併する法人ごとに作成。

※法人との関係を記載。

合併公告（写）

このたび、下記のとおり、●●県●●市●●町●●番地宗教法人▲▲▲▲を吸収合併することになりましたので、宗教法人法第34条第1項の規定によって公告します。

●●年●●月●●日

信者その他の利害関係人各位

所在地 ●●県●●市●●町●●番地

宗教法人 ● ● ● ●

代表役員 ● ● ● ●

記

合併契約の案の要旨

- 1 宗教法人●●●●は宗教法人▲▲▲▲を吸収合併し、宗教法人▲▲▲▲は解散する。
- 2 宗教法人●●●●の包括宗教法人は、現在のとおり宗教法人■ ■ ■ ■とする。
- 3 宗教法人▲▲▲▲の奉祀する本尊（主神）は、宗教法人●●●●において奉祀する。
- 4 宗教法人▲▲▲▲に所属する教師（信者、職員）は、宗教法人●●●●の教師（信者、職員）として移籍する。
- 5 宗教法人▲▲▲▲の有する一切の権利義務は宗教法人●●●●が承継する。

（注）合併契約の案の要旨は、合併契約の案のうち信者その他の利害関係人に関する事項を簡条書きで簡潔に記載。

様式8-2 (被吸収法人の合併公告証明書)

公告証明書

宗教法人●●●●と合併するため、宗教法人法第34条第1項の規定により、下記のとおり公告しました。

記

1 公告の方法

●●年●●月●●日から●●年●●月●●日まで●●日間、事務所の掲示場に
掲示(●●年●●月●●日発行の機関紙「●●」に掲載)した。

2 公告文

別紙のとおり

●●年●●月●●日

宗教法人 ▲ ▲ ▲ ▲
代表役員 ▲ ▲ ▲ ▲ 印

上記の事実を確認したことを証明します。

●●年●●月●●日

住所 ●●県●●市●●町●●番地
(※信者) 氏名 ● ● ● ● 印
住所 ●●県●●市●●町●●番地
(※信者) 氏名 ● ● ● ● 印

(注) 確認者は、信者その他の利害関係人とし、2～3人で連署。

公告証明書は合併する法人ごとに作成。

※法人との関係を記載。

合併公告（写）

このたび、下記のとおり、●●県●●市●●町●●番地宗教法人●●●●と合併（宗教法人●●●●が存続）することになりましたので、宗教法人法第34条第1項の規定によって公告します。

●●年●●月●●日

信者その他の利害関係人各位

所在地 ▲▲県▲▲市▲▲町▲▲番地

宗教法人 ▲ ▲ ▲ ▲

代表役員 ▲ ▲ ▲ ▲

記

合併契約の案の要旨

- 1 宗教法人●●●●は宗教法人▲▲▲▲を吸収合併し、宗教法人▲▲▲▲は解散する。
- 2 宗教法人●●●●の包括宗教法人は、現在のとおり宗教法人■ ■ ■ ■とする。
- 3 宗教法人▲▲▲▲の奉祀する本尊（主神）は、宗教法人●●●●において奉祀する。
- 4 宗教法人▲▲▲▲に所属する教師（信者、職員）は、宗教法人●●●●の教師（信者、職員）として移籍する。
- 5 宗教法人▲▲▲▲の有する一切の権利義務は宗教法人●●●●が承継する。

（注）合併契約の案の要旨は、合併契約の案のうち信者その他の利害関係人に関する事項を箇条書きで簡潔に記載。

様式 9—1 (吸収法人の財産目録作成等の証明書)

証明書	
宗教法人▲▲▲▲を吸収合併するため、宗教法人法第 34 条第 2 項の規定により、●●月●●日、別紙のとおり、財産目録を作成しました。なお、当法人は、同法第 6 条に規定する事業を行っていません。	
●●年●●月●●日	
宗教法人 ● ● ● ●	
代表役員 ● ● ● ●	印
上記の事実を確認したことを証明します。	
●●年●●月●●日	
住所 ●●県●●市●●町●●番地	
(※信者) 氏名 ● ● ● ●	印
住所 ●●県●●市●●町●●番地	
(※信者) 氏名 ● ● ● ●	印

※法人との関係を記載。

様式 9—2 (被吸収法人の財産目録作成等の証明書)

証明書	
宗教法人●●●●と合併するため、宗教法人法第 34 条第 2 項の規定により、●●月●●日、別紙のとおり、財産目録を作成しました。なお、当法人は、同法第 6 条に規定する事業を行っていません。	
平成●●年●●月●●日	
宗教法人 ▲ ▲ ▲ ▲	
代表役員 ▲ ▲ ▲ ▲	印
上記の事実を確認したことを証明します。	
平成●●年●●月●●日	
住所 ●●県●●市●●町●●番地	
(※信者) 氏名 ● ● ● ●	印
住所 ●●県●●市●●町●●番地	
(※信者) 氏名 ● ● ● ●	印

※法人との関係を記載。

別紙（財産目録）

宗教法人●●●●●財産目録

●●年●●月●●日現在

資 産			負 債	
区分及び種類	数 量	評 価 額	区分及び種類	金 額
特別財産		613,000円	負 債	12,930,000円
宝物	3	453,000	借入金	6,000,000
什物	10	160,000	長期借入金	5,000,000
基本財産		6,900,000	短期借入金	1,000,000
土地	9,300㎡	1,500,000	引当金	600,000
建物		3,400,000	未払金	6,330,000
定期預金		1,500,000		
有価証券		500,000		
普通財産		11,360,000		
土地		5,000,000		
建物		3,000,000		
車両等		1,000,000		
什器備品		300,000		
図書		300,000		
有価証券		200,000		
預貯金		800,000		
現金		760,000		
その他		550,000		
貸付金		500,000	負債合計	12,930,000
前払金		50,000	差引（資産－負債）	
資産合計		159,423,000	正 味 財 産	146,493,000

(注) 法 34 条 1 項の公告をした日から 2 週間以内の日付現在で作成。

様式10—1（吸収法人の債権者に対する公告証明書）

公告証明書

宗教法人▲▲▲▲を吸収合併するため、宗教法人法第34条第3項の規定により、下記のとおり公告しました。

記

1 公告の方法
●●年●●月●●日から●●年●●月●●日まで●●日間、事務所の掲示場に
掲示（●●年●●月●●日発行の機関紙「●●」に掲載）した。

2 公告文
別紙のとおり
●●年●●月●●日

宗教法人 ● ● ● ●
代表役員 ● ● ● ● 印

上記の事実を確認したことを証明します。
●●年●●月●●日

住所 ●●県●●市●●町●●番地
(※信者) 氏名 ● ● ● ● 印
住所 ●●県●●市●●町●●番地
(※信者) 氏名 ● ● ● ● 印

※ 法人との関係を記載。

別紙（吸収法人の債権者に対する合併公告文）

合併公告（写）

このたび、▲▲県▲▲市▲▲町▲▲番地宗教法人▲▲▲▲を吸収合併することになりました。

これについて異議がある債権者は、●●年●●月●●日までに、その旨申し述べてください。

宗教法人法第34条第3項の規定によって公告します。

所在地 ●●県●●市●●町●●番地
宗教法人 ● ● ● ●
代表役員 ● ● ● ●

●●年●●月●●日
債権者各位

様式10—2（被吸収法人の債権者に対する公告証明書）

公告証明書

宗教法人●●●●と合併するため、宗教法人法第34条第3項の規定により、下記のとおり公告しました。

記

1 公告の方法
●●年●●月●●日から●●年●●月●●日まで●●日間、事務所の掲示場に
掲示（●●年●●月●●日発行の機関紙「●●」に掲載）した。

2 公告文
別紙のとおり
●●年●●月●●日

宗教法人 ▲ ▲ ▲ ▲
代表役員 ▲ ▲ ▲ ▲ 印

上記の事実を確認したことを証明します。
●●年●●月●●日

住所 ●●県●●市●●町●●番地
(※信者) 氏名 ● ● ● ● 印
住所 ●●県●●市●●町●●番地
(※信者) 氏名 ● ● ● ● 印

※ 法人との関係を記載。

別紙（被吸収法人の債権者に対する合併公告文）

合併公告（写）

このたび、●●県●●市●●町●●番地宗教法人●●●●と合併（宗教法人●●●●が存続）することになりました。

これについて異議がある債権者は、●●年●●月●●日までに、その旨申し述べてください。

宗教法人法第34条第3項の規定によって公告します。

所在地 ▲▲県▲▲市▲▲町▲▲番地
宗教法人 ▲ ▲ ▲ ▲
代表役員 ▲ ▲ ▲ ▲

●●年●●月●●日
債権者各位

様式 1 1 (債権者に関する証明書)

証明書

宗教法人法第 34 条第 3 項の規定による公告及び催告をしたところ、異議を申し述べた者がなかったことを証明します。なお、知れている債権者はありません。

●●年●●月●●日

宗教法人 ● ● ● ●

代表役員 ● ● ● ●

印

様式12（合併契約書）

合併契約書（写）

宗教法人●●●●（以下「甲」という。）と宗教法人▲▲▲▲（以下「乙」という。）は、下記のとおり、合併の契約を締結する。

記

- 1 甲は乙を吸収合併し、乙は解散する。
- 2 包括宗教法人は、現在のとおり、宗教法人■ ■ ■ ■とする。
- 3 乙の奉祀する本尊（主神）は甲において奉祀する。
- 4 乙に所属する教師（信者、職員）は、甲の教師（信者、職員）として移籍する。
- 5 乙の有する一切の権利義務は、甲が承継する。
- 6 合併についての法定手続は、甲、乙両法人において来る●●年●●月●●日までに完了することとし、合併認証の申請は、●●年●●月●●日までに書類を作成の上、双方連署をもって●●県知事に提出する。
- 7 本合併契約の効力発生及びこの契約の履行期は、法定手続を完了し、合併の登記をした日とする。
- 8 本契約に定めるもののほか、合併につき必要な事項は、甲乙の代表役員協議の上、これを定めるものとする。

上記契約を証するため、本証書2通を作成し、甲、乙双方の代表役員が記名押印し、各々その1通を保管する。

●●年●●月●●日

甲 宗教法人 ● ● ● ●
代表役員 ● ● ● ● 印
乙 宗教法人 ▲ ▲ ▲ ▲
代表役員 ▲ ▲ ▲ ▲ 印

上記は、原本と相違ないことを証明します。

●●年●●月●●日

宗教法人 ● ● ● ●
代表役員 ● ● ● ● 印

様式13 (吸収法人の変更登記申請書)

(1 / 2)

宗教法人合併による変更登記申請書

- | | | |
|-------------|--|-----|
| 1. 名称 | 宗教法人●●●●● | |
| 2. 主たる事務所 | ●●県●●市●●町●●番地 | |
| 3. 登記の事由 | ●●年●●月●●日吸収合併の手續終了 | |
| 4. 認証書到達年月日 | ●●年●●月●●日 | |
| 5. 登記すべき事項 | ▲▲県▲▲市▲▲町▲▲番地宗教法人▲▲▲▲を合併 | |
| 6. 添付書類 | 合併契約書 (※原本還付請求) | 1 通 |
| | 規則 | 2 通 |
| | 責任役員会議事録 | 2 通 |
| | 包括宗教法人の承認書 | 2 通 |
| | 債権者に対し公告をしたことを証する書類
ただし、異議を述べた債権者はない。 | 2 通 |
| | 消滅する宗教法人の登記事項証明書 | 1 通 |
| | 合併認証書の謄本 | 1 通 |

上記のとおり登記の申請をする。

●●年●●月●●日

●●県●●市●●町●●番地
 申請人 宗教法人● ● ● ●
 ●●県●●市●●町●●番地
 代表役員 ● ● ● ● 印

●● (地方) 法務局 (●●支局・出張所) 御中

- (注) 登記の事由の年月日は合併認証書到達日を記載。
 合併手續に関する書類は合併当事者双方の書類が必要。
 登記事項証明書は作成後3か月以内のものに限る (合併当事者双方を管轄する法務局が同一の場合には添付不要)。
 所轄庁の証明がある合併認証書の謄本を添付。
 被吸収法人の解散登記申請と同時に申請。
 ※添付書類には原本を添付するが、原本証明を付した原本の写しを併せて提出することにより、原本の還付請求ができる (その書類ごとに「合併契約書 (原本還付請求)」などと記載する。)

様式14 (被吸収法人の解散登記申請書)

(2 / 2)

宗教法人合併による解散登記申請書

- 1. 名称 宗教法人▲▲▲▲
- 2. 主たる事務所 ▲▲県▲▲市▲▲町▲▲番地
- 3. 登記の事由 合併による解散
- 4. 認証書到達年月日 ●●年●●月●●日
- 5. 登記すべき事項 ●●県●●市●●町●●番地宗教法人●●●●に合併した
ので解散

上記のとおり登記の申請をする。

●●年●●月●●日

▲▲県▲▲市▲▲町▲▲番地
申請人 宗教法人▲ ▲ ▲ ▲
●●県●●市●●町●●番地
存続宗教法人 ● ● ● ●
●●県●●市●●町●●番地
代表役員 ● ● ● ● (印)

●● (地方) 法務局 (●●支局・出張所) 御中

(注) 吸収法人の変更登記申請と同時に申請。

様式 15 (吸収法人の合併届)

●●年●●月●●日

● ● 県 知 事 殿

所在地 ●●県●●市●●町●●番地
宗教法人 ● ● ● ●
代表役員 ● ● ● ● 印

宗教法人合併届

このたび、宗教法人▲▲▲▲を宗教法人●●●●に合併し、宗教法人法第 56 条の規定により変更の登記をいたしましたので、同法第 9 条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

様式 16 (被吸収法人の解散届)

●●年●●月●●日

▲ ▲ 県 知 事 殿

所在地 ●●県●●市●●町●●番地
宗教法人 ▲ ▲ ▲ ▲
代表役員 ● ● ● ● 印

宗教法人解散届

このたび、宗教法人▲▲▲▲は宗教法人●●●●との合併により解散し、宗教法人法第 56 条の規定による解散の登記をいたしましたので、同法第 9 条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

様式 17 (解散認証申請書)

●●年●●月●●日

● ● 県 知 事 殿

所在地 ●●県●●市●●町●●番地

宗教法人 ● ● ● ●

代表役員 ● ● ● ● 印

宗教法人解散認証申請書

宗教法人法第 43 条第 1 項の規定による解散をしたいので、同法第 45 条の規定により、下記関係書類を添えて、解散の認証を申請します。

記

- 1 解散の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類
 - (1) 責任役員会議事録 (写)
 - (2) 包括宗教法人の承認書 (写)
- 2 宗教法人法第 44 条第 2 項の規定による公告をしたことを証する書類
 - (1) 公告証明書
 - (2) 公告の写真
- 3 解散理由書

様式18 (責任役員会議事録)

責任役員会議事録 (写)

1 日 時 ●●年●●月●●日 ●●時●●分～●●時●●分

2 場 所 ●●●●

3 出席者 代表役員 ●●●●
責任役員 ●●●●、●●●●

4 議 題

- (1) 宗教法人●●●●を解散する件について
- (2) 清算人に代表役員●●●●を選任する件について
- (3) 残余財産を■●■●に帰属させる件について

5 議事の経過及びその結果

代表役員●●●●は選ばれて議長となり(注)、責任役員●名中●名の出席を確認し、開会を宣す。代表役員から各議題について説明があり、審議の結果、満場一致で可決した。代表役員●●●●は清算人就任を承諾した。

上記議事録の真実を証するため出席者全員記名押印する。

●●年●●月●●日

宗教法人 ● ● ● ●
代表役員 ● ● ● ● 印
責任役員 ● ● ● ● 印
責任役員 ● ● ● ● 印

上記は、原本と相違ないことを証明します。

●●年●●月●●日

宗教法人 ● ● ● ●
代表役員 ● ● ● ● 印

(注) 議長の選任について規則に定めがある場合は、規則に従って議長を選任した旨を記載。

様式 19 (解散公告証明書)

公告証明書

宗教法人法第 43 条第 1 項の規定による解散をするため、同法第 44 条第 2 項の規定により、下記のとおり公告をしました。なお、所定の期間内に意見を申し述べた者はありませんでした。

記

1 公告の方法

●●年●●月●●日から●●年●●月●●日まで●●日間、事務所の掲示場に
掲示（●●年●●月●●日発行の機関紙「●●」に掲載）した。

2 公告文

別紙のとおり

●●年●●月●●日

宗教法人 ● ● ● ●

代表役員 ● ● ● ● 印

上記の事実を確認したことを証明します。

●●年●●月●●日

住所 ●●県●●市●●町●●番地

(※信者) 氏名 ● ● ● ● 印

住所 ●●県●●市●●町●●番地

(※信者) 氏名 ● ● ● ● 印

※法人との関係を記載。

別紙 (解散公告文)

解散公告 (写)

このたび、(信者の減少等)の理由により、当法人は解散することになりました。

これについて意見のある方は、●●年●●月●●日までに、意見を申し述べてください。

宗教法人法第 44 条第 2 項の規定によって公告します。

●●年●●月●●日

信者その他の利害関係人各位

所在地 ●●県●●市●●町●●番地

宗教法人 ● ● ● ●

代表役員 ● ● ● ●

様式 20 (解散及び清算人兼任登記申請書)

宗教法人解散及び清算人兼任登記申請書

1. 名称 宗教法人●●●●

2. 主たる事務所 ●●県●●市●●町●●番地

3. 登記の事由 解散及び清算人兼任

4. 認証書到達年月日 ●●年●●月●●日

5. 登記すべき事項 ●●年●●月●●日 責任役員会の決議により解散
同日次のとおり兼任
●●県●●市●●町●●番地
清算人 ● ● ● ●

6. 添付書類 解散認証書の謄本 (※原本還付請求) 1 通
責任役員会議事録 1 通
清算人兼任承諾書は責任役員会議事録の記載を援用する。
包括宗教法人の承認書 1 通
規則 1 通

上記のとおり登記の申請をする。

●●年●●月●●日

●●県●●市●●町●●番地
申請人 宗教法人 ● ● ● ●
●●県●●市●●町●●番地
清算人 ● ● ● ● 印

●● (地方) 法務局 (●●支局・出張所) 御中

(注) 登記すべき事項の年月日は、解散認証書到達日を記載。

印鑑届書も同時に提出。

※添付書類には原本を添付するが、原本証明を付した原本の写しを併せて提出することにより、原本の還付請求ができる (その書類ごとに「解散認証書の謄本 (原本還付請求)」などと記載する。)

様式 2 1 (解散及び清算人就任届)

●●年●●月●●日

● ● 県 知 事 殿

所在地 ●●県●●市●●町●●番地

宗教法人 ● ● ● ●

清算人 ● ● ● ● 印

宗教法人解散及び清算人就任届

このたび、宗教法人●●●●は解散し、宗教法人法第 57 条の規定による解散の登記及び清算人就任に伴う同法第 53 条の規定による登記をいたしましたので、同法第 9 条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

宗教法人解散命令申立書

●●年●●月●●日

●●地方裁判所 御中

〒●●●—●●●● ●●県●●市●●町●●番地

申立人 ●●県知事 ● ● ● ●

指定代理人 ●●部●●課

●●県職員 ● ● ● ● 印

〒●●●—●●●● ●●県●●市●●町●●番地

相手方 宗教法人●●●●

代表者 代表役員●●●●

第 1 申立ての趣旨

- 1 宗教法人●●●●を解散する。
- 2 上記宗教法人の解散後の清算人を選任する。
との決定を求める。

第 2 申立ての理由

- 1 相手方は、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号。以下「法」という。）12 条の規定により規則を作成し、その規則について昭和●●年●●月●●日所轄庁である●●県知事の認証を受け、昭和●●年●●月●●日設立の登記をして成立した宗教法人である。主たる事務所の所在地は●●県●●市●●町●●番地であり、その代表役員は●●●●である。
- 2 相手方は、代表役員である●●●●が生存中は宗教活動を行っていたが、●●年●●月●●日に代表役員である●●●●が死亡して以降は不活動状態に陥り、現在に至っている。これらの事実は●●●●の陳述書からも明らかである。
- 3 よって、相手方は、1 年以上にわたって宗教団体の目的のための行為をしないこと、及び、1 年以上にわたって代表役員及びその代務者を欠いていることは明らかであるから、法 81 条 1 項 2 号後段及び 4 号の規定に基づき相手方を解散する旨の裁判を求める。
- 4 なお、本件申立てのとおり裁判があった場合、法 49 条 3 項により選任される清算人としては、
●●県●●市●●町●●番地 ●●●●
が適当であると思料する。

(注) 包括宗教法人等法人関係者が申立人になる場合は、申立人名を変更する。

様式 2 3 (陳述書)

陳述書

(申立人) ● ● ● ● 殿

●●県●●市●●町●●番地
宗教法人● ● ● ●

上記宗教法人は、宗教法人法 12 条の規定により規則を作成し、その規則について昭和●●年●●月●●日所轄庁である●●県知事の認証を受け、昭和●●年●●月●●日設立の登記をして成立した宗教法人である。主たる事務所の所在地は●●県●●市●●町●●番地であり、その代表役員は●●●●です。

上記宗教法人の活動状況ですが、代表役員である●●●●が生存中は活発に宗教活動を行っておりましたが、昭和●●年●●月●●日に代表役員である●●●●が死亡して以降は不活動状態に陥り、現在に至っています。

また、新たな代表役員又は代務者も選任されておられません。

上記のような実情でありますので、貴殿において宗教法人法に基づき、解散命令の申立てされても全く異存はございません。

●●年●●月●●日
●●県●●市●●町●●番地
(※責任役員) ● ● ● ● 印

※法人との関係を記載。

様式 2 4 (除籍謄本交付依頼書)

●●年●●月●●日

●●市町村 (長) 殿

●●県●●部長

● ● ● ●

戸籍 (除籍) 謄本の交付について (依頼)

宗教法人「●●●●」の解散命令申立を行うにあたり、当該法人の代表役員である下記の者についての戸籍 (除籍) 謄本が必要ですので、下記の者の戸籍 (除籍) が存在すれば、謄本の交付を願います。

また、戸籍の附票も交付願います。

なお、戸籍 (除籍) が存在しなければ、不在籍証明書の交付を願います。

記

1. 氏 名 ● ● ● ●
2. 本籍地 ●●県●●郡●●大字●●番地

(備 考)

担当者：

連絡先：

・法律に基づき公務上必要とするものにつき、手数料は免除願います。

様式25 (住民票の写しの交付依頼書)

●●年●●月●●日

●●市町村 (長) 殿

●●県●●部長

● ● ● ●

住民票の写しの交付について (依頼)

宗教法人「●●●●」の解散命令申立てを行うにあたり、当該法人の代表役員である下記の者についてその所在を確認したいため、住民票の写しの交付をお願いします。

なお、住民票がない場合には、不在住証明書の交付をお願いします。

記

1. 氏 名 ● ● ● ●

2. 住 所 ●●県●●郡●●大字●●番地

*なお、本籍地についてもお知らせ願います。

(備 考)

担当者：

連絡先：

・法律に基づき公務上必要とするものにつき、手数料は免除願います。

様式 26 (身分証明書交付依頼書)

●●年●●月●●日

●●市町村 (長) 殿

●●県●●部長

● ● ● ●

身分証明書の交付について (依頼)

宗教法人「●●●●」の解散命令申立を行うにあたり、宗教法人法第 49 条第 4 項で準用する同法第 22 条規定により、清算人就任予定者の欠格事項を調査する必要があります。

つきましては、下記の者について別紙により証明願います。

記

身分証明の必要な者

1. 氏 名 ● ● ● ●

2. 本籍地 ●●県●●郡●●大字●●番

(備 考)

担当者：

連絡先：

・法律に基づき公務上必要とするものにつき、手数料は免除願います。

証 明 書

本 籍 地 ●●県●●郡大字●●▲▲番

氏 名 ● ● ● ●

生年月日 昭和●●年●●月●●日

上記の者について

- 1 未成年者ではない。
- 2 禁治産者及び準禁治産者ではない（平成 12 年 3 月 31 日以前に効力が生じたもの）。
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者ではない。

以上のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

●●市町村長 印

様式 27 (登記されていないことの証明交付依頼書)

●●年●●月●●日

●● (地方) 法務局長 殿

●●県●●部長

● ● ● ●

登記されていないことの証明書の交付について (依頼)

宗教法人「●●●●」の解散命令申立てを行うにあたり、宗教法人法第 49 条第 4 項で準用する同法第 22 条の規定により、清算人就任予定者の欠格事項を調査する必要があります。

つきましては、後見登記等に関する法律第 10 条第 5 項の規定に基づき、下記の者について証明書を交付願います。

記

1 登記されていないことの証明書の必要な者

住 所 ●●県●●市●●町●●番地
氏 名 ● ● ● ●
生年月日 昭和●●年●●月●●日

2 清算人就任者本人が当該証明書を取得できない特別な理由

裁判所との申し合わせにより、解散命令申立人である●●県知事が、当該証明書を取得する必要があるため。

(備考)

担当者：

連絡先：

・法律に基づき公務上必要とするものにつき、手数料は免除願います。

様式 28 (清算人 (特別代理人) 就任承諾書)

清算人 (特別代理人) 就任承諾書

●●地方裁判所 (●●支部) 御中

●●県●●市●●町●●番地
宗教法人●●●●

上記宗教法人のため、清算人 (特別代理人) に選任されたならば、異議なく就任することを承諾します。

●●年●●月●●日
●●県●●市●●町●●番地
● ● ● ● 印

様式 29 (報酬請求権放棄書)

報酬請求権放棄書

●●地方裁判所 (●●支部) 御中

●●県●●市●●町●●番地
宗教法人●●●●

上記宗教法人のため、清算人 (特別代理人) に選任された場合、そのことに関する報酬の請求権は一切放棄します。

●●年●●月●●日
●●県●●市●●町●●番地
● ● ● ● 印

特別代理人選任申立書

●●年●●月●●日

●●地方裁判所 (●●支部) 御中

〒●●●—●●●● ●●県●●市●●町●●番地

申立人 ●●県知事 ● ● ● ●

指定代理人 ●●部●●課

●●県職員 ● ● ● ● 印

第1 申立ての趣旨

申立人が、●●県●●市●●町●●番地宗教法人●●●●に対し、貴庁に申し立てようとする宗教法人解散命令申立事件につき、同法人の特別代理人の選任を求める

第2 申立ての理由

1 宗教法人●●●●の代表役員●●●●は、昭和●●年●●月●●日に死亡し、その後、この法人は代表役員又は代務者を欠いたまま今日まで至っており、現在もこの法人を代表する者が存在しないためである。

2 なお、特別代理人としては、

●●県●●市●●町●●番地 ●●●●

が適当であると思料する。

指 定 書

●●県●●市●●町●丁目●番●号

●●県●●部

●●県職員 ● ● ● ●

上記の者を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 3 条の規定に基づき申立人●●県知事のため下記事件につき裁判上の行為を行う職員に指定する。

年 月 日

●●県知事 ● ● ● ●

記

宗教法人●●●●（主たる事務所●●県●●郡●●村大字▲▲●●番地）に対する宗教法人法（昭和 2 6 年法律第 1 2 6 号）第 8 1 条第 1 項の規定に基づく解散命令申立事件及び同法第 4 9 条第 3 項の規定に基づく清算人選任申立事件。

請書

●●地方裁判所（●●支部） 御中

貴裁判所平成●●年（千）第●●号宗教法人解散命令申立事件（●●年（モ）第●●号特別代理人選任申立事件）につき、下記書類をお受けしました。

記

- 1 宗教法人解散命令決定正本（特別代理人選任命令決定謄本）
- 2 清算人選任決定正本

●●年●●月●●日

申立人 ●●県知事 ● ● ● ●
申立人指定代理人 ●●県職員 ● ● ● ● 印

様式 3 3 (国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に定める第一号法定受託事務に関する事件の申立てについての報告)

●●年●●月●●日

法務大臣●●●● 殿

●●県知事 ● ● ● ●

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に定める第一号法定受託事務に関する事件の申立てについて (報告)

●●県は、第一号法定受託事務である宗教法人の解散命令の申立てについて、宗教法人法第 81 条第 1 項及び第 7 項の規定により非訟事件手続法の定めるところにより、●●地方裁判所●●支部に対して、下記のとおり宗教法人「●●●●」の解散命令申立てを行う予定ですので、申立書案を添えて報告します。

記

1 非訟事件の概要

●●県●●郡●●大字●●番地に主たる事務所を有する宗教法人「●●●●」は、代表役員●●●●死亡後、長期間に渡って宗教活動が行われず、また、代表役員及びその代務者を欠いているため、宗教法人法第 81 条第 1 項第 2 号後段及び同項第 4 号に基づき解散命令の申立てを行うものである。

2 事件の処理を担当する職員の氏名及び官職並びに所属部局名及び連絡先電話番号

●●県職員 ●●部●●課●●係長 ● ● ● ●

同 同 事務主査 ● ● ● ●

連絡先電話番号 ●●●-●●-●●●●

様式 3 4 (清算人兼任登記申請書) (解散命令による解散の場合)

宗教法人清算人兼任登記申請書

1. 名称 宗教法人●●●●●

2. 主たる事務所 ●●●●● 県●●●●● 市●●●●● 町●●●●● 番地

3. 登記の事由 清算人兼任

4. 登記すべき事項 平成●●●●● 年●●●●● 月●●●●● 日 清算人兼任
●●●●● 県●●●●● 市●●●●● 町●●●●● 番地 ●●●●●

5. 添付書類 清算人兼任決定書謄本 1 通

上記のとおり登記の申請をする。

●●●●● 年●●●●● 月●●●●● 日

●●●●● 県●●●●● 市●●●●● 町●●●●● 番地
申請人 宗教法人 ● ● ● ● ●
●●●●● 県●●●●● 市●●●●● 町●●●●● 番地
清算人 ● ● ● ● ● 印

●●●●● (地方) 法務局 (●●●●● 支局・出張所) 御中

様式 3 5 (清算人兼任届) (解散命令による解散の場合)

●●●●● 年●●●●● 月●●●●● 日

●●●●● 県 知 事 殿

所在地 ●●●●● 県●●●●● 市●●●●● 町●●●●● 番地
宗教法人 ● ● ● ● ●
清算人 ● ● ● ● ● 印

宗教法人清算人兼任届

このたび、宗教法人●●●●●は、●●●●●地方裁判所の命令により解散し、宗教法人法第 81 条第 6 項の規定による解散の登記がなされたのち、清算人兼任に伴う同法第 53 条の規定による登記をいたしましたので、同法第 9 条の規定により、登記事項証明書添えてお届けします。

様式36 (公告文)

解散公告 (第一回)

当法人は、●●年●●月●●日●●地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

●●年●●月●●日

●●県●●市●●町●●番地

宗教法人 ●●●●

清算人 ●●●●

解散公告 (第二回) (第三回)

当法人は、●●年●●月●●日●●地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載 (●●年●●月●●日) の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

●●年●●月●●日

●●県●●市●●町●●番地

宗教法人 ●●●●

清算人 ●●●●

(注) 任意解散の場合は、上記「●●地方裁判所の命令」の記載を、「責任役員会決議」に改める。

様式 37 (知っている債権者に対する催告書)

●●年●●月●●日

● ● ● ● 殿

所在地 ●●県●●市●●町●●番地
宗教法人 ● ● ● ●
清算人 ● ● ● ● 印

催 告 書

このたび、宗教法人●●●●は、●●年●●月●●日付けで解散されました。これに伴い清算手続を行いますので、●●年●●月●●日までに債権の申出をしてください。

宗教法人法第 49 条の 3 第 3 項の規定によって催告します。

様式 38 (清算終了登記申請書)

宗教法人清算終了登記申請書

1. 名称 宗教法人●●●●
2. 主たる事務所 ●●県●●市●●町●●番地
3. 登記の事由 清算終了
4. 登記すべき事項 平成●●年●●月●●日清算終了

上記のとおり登記の申請をする。

●●年●●月●●日

●●県●●市●●町●●番地
申請人 宗教法人 ● ● ● ●
●●県●●市●●町●●番地
清算人 ● ● ● ● 印

●● (地方) 法務局 (●●支局・出張所) 御中

様式 39 (清算終了届)

●●年●●月●●日

● ● 県 知 事 殿

所在地 ●●県●●市●●町●●番地

宗教法人 ● ● ● ●

清算人 ● ● ● ● 印

宗教法人清算終了届

宗教法人●●●●は●●年●●月●●日解散し清算中のところ、このたび清算を
終了し、宗教法人法第 58 条の規定による清算終了の登記をしましたので、同法第
9 条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

(文書番号)

年 月 日

地方裁判所 御中

(所轄庁の担当部署名)

過料事件通知書

下記の違反者につき、宗教法人法（以下「法」という。）第88条第5号に掲げる場合に該当するものと思料されるので、関係書類を添えて通知します。

本件は、宗教法人が、法25条4項により義務付けられた事務所備え付け書類の写しの提出を怠った事案です。同項による事務所備え付け書類の写しの提出の義務は、所轄庁が、法に基づく権限を適正に行使できるようにするため、宗教法人の管理運営に関する実態の把握を継続的に行い、その適正を担保する重要な仕組みの一つとなっており、事務所備え付け書類の写しは、所轄庁が法の定める権限を適正に行使するための不可欠な前提となるものです。

貴裁判所におかれては、上記のとおり法の趣旨を踏まえ、厳正に御判断いただけますようお願い申し上げます。

記

宗 教 法 人	名 称			
	事務所の所在地			
	所 轄 庁			
違 反 者	資 格			
	氏 名			
	住 所			
未提出書類 (○を付した もの)	役 員 名 簿		財 産 目 録	
	収 支 計 算 書		貸 借 対 照 表	
	境内建物関係書類		事業に関する書類	
提出期限	令和 年 月 日			
(会計年度)	(令和 年 月 日～令和 年 月 日)			
添付書類	履歴事項全部証明書、報告書、督促書の写し			

事務連絡
令和 年 月 日

〇〇地方検察庁 御中

(所轄庁の担当部署名)

過料事件通知書等の写しの送付について

下記の宗教法人につき、宗教法人法（以下「法」という。）第88条第5号に関して過料事件通知書を〇〇裁判所に対して発出いたしましたので、同書類の写しを送付いたします。法第25条第4項による事務所備え付け書類の写しの提出の義務は、所轄庁が、法に基づく権限を適正に行使できるようにするため、宗教法人の管理運営に関する実態の把握を継続的に行い、所轄庁が法の定める権限を適正に行使するための不可欠な前提となるものであることから、〇〇裁判所に対して、法の趣旨を踏まえ、厳正に御判断いただきたい旨を申し添えて本件通知を行っております。

このことに関しまして、貴庁が〇〇裁判所から求められる意見に応じる等にあたって確認が必要な事項については、下記の所轄庁の担当部署まで御連絡願います。

記

1. 名 称
2. 事務所の所在地
3. 所 轄 庁
4. 代 表 役 員

5. 本件通知の経緯 本件は、法第25条第4項の規定により、法人の会計年度の終了日である令和 年 月 日から4月以内に所轄庁に対して提出を義務付けられた事務所備え付け書類の写しの提出を怠った事案です。

所轄庁は、提出期限以後、令和 年 月 日にも督促を行い、なお提出がみられない事案であることから本件通知を行いました。

6. 所轄庁の担当部署 〇〇県〇〇部〇〇課〇〇係

電 話 :

E-mail :

関係法令

○宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）

（境内建物及び境内地の定義）

第三条 この法律において「境内建物」とは、第一号に掲げるような宗教法人の前条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物をいい、「境内地」とは、第二号から第七号までに掲げるような宗教法人の同条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう。

一 本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される建物及び工作物（附属の建物及び工作物を含む。）

二～七 （略）

（登記に関する届出）

第九条 宗教法人は、第七章の規定による登記（所轄庁の嘱託によつてする登記を除く。）をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

（事務の決定）

第十九条 規則に別段の定がなければ、宗教法人の事務は、責任役員の数数の過半数で決し、その責任役員の議決権は、各々平等とする。

（役員の下格）

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。

一 未成年者

二 心身の故障によりその職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

（財産目録等の作成、備付け、閲覧及び提出）

第二十五条 宗教法人は、その設立（合併に因る設立を含む。）の時に財産目録を、毎会計年度終了後三月以内に財産目録及び収支計算書を作成しなければならない。

2 宗教法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

一 規則及び認証書

二 役員名簿

三 財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表

四 境内建物（財産目録に記載されているものを除く。）に関する書類

五 責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿

六 第六条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類

3 （略）

4 宗教法人は、毎会計年度終了後四月以内に、第二項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

5 (略)

(合併)

第三十二条 二以上の宗教法人は、合併して一の宗教法人となることができる。

(合併の手続)

第三十三条 宗教法人は、合併しようとするときは、第三十四条から第三十七条までの規定による手続をした後、その合併について所轄庁の認証を受けなければならない。

第三十四条 宗教法人は、合併しようとするときは、規則で定めるところ（規則に別段の定がないときは、第十九条の規定）による外、信者その他の利害関係人に対し、合併契約の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

2 合併しようとする宗教法人は、前項の規定による公告をした日から二週間以内に、財産目録及び第六条の規定による事業を行う場合にはその事業に係る貸借対照表を作成しなければならない。

3 合併しようとする宗教法人は、前項の期間内に、その債権者に対し合併に異議があればその公告の日から二月を下らない一定の期間内にこれを申し述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には各別に催告しなければならない。

4 合併しようとする宗教法人は、債権者が前項の期間内に異議を申し述べたときは、これに弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十五条 合併に因つて一の宗教法人が存続し他の宗教法人が解散しようとする場合において、当該合併に伴い規則の変更を必要とするときは、その合併後存続しようとする宗教法人は、規則で定めるところにより、その変更のための手続をしなければならない。

2・3 (略)

(合併の認証の申請)

第三十八条 宗教法人は、第三十三条の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及び第三十五条第一項の規定に該当する場合にはその変更しようとする事項を示す書類二通に、同条第二項の規定に該当する場合にはその規則二通に、左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

一 合併の決定について規則で定める手続（規則に別段の定がないときは、第十九条の規定による手続）を経たことを証する書類

二 第三十四条第一項の規定による公告をしたことを証する書類

三 第三十四条第二項から第四項までの規定による手続を経たことを証する書類

四 第三十五条第一項又は第二項の規定に該当する場合には、同条第一項又は第二項の規定による手続を経たことを証する書類

五～七 (略)

2 前項の規定による認証の申請は、合併しようとする各宗教法人の連名とするものとし、これらの宗教法人の所轄庁が異なる場合には、合併後存続しようとする宗教法人又は合併に因って設立しようとする宗教法人の所轄庁をもって当該認証を申請すべき所轄庁とする。

(合併の認証)

第三十九条 所轄庁は、前条第一項の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、第十四条第一項の規定に準じ当該合併の認証に関する決定をしなければならない。

一 当該合併の手続が第三十四条から第三十七条までの規定に従ってなされていること。

二 当該合併が第三十五条第一項又は第二項の規定に該当する場合には、それぞれその変更しようとする事項又は規則がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

三 当該合併が第三十五条第二項の規定に該当する場合には、当該合併後成立する団体が宗教団体であること。

2 第十四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「認証した旨を附記した規則」とあるのは、「当該合併が第三十五条第一項又は第二項の規定に該当する場合には認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類又は規則」と読み替えるものとする。

3 第一項又は前項において準用する第十四条第四項の規定による宗教法人に対する所轄庁の通知及び認証書等の交付は、当該認証を申請した宗教法人のうちの一に対してすれば足りる。

(合併の時期)

第四十一条 宗教法人の合併は、合併後存続する宗教法人又は合併によつて設立する宗教法人がその主たる事務所の所在地において第五十六条の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併の効果)

第四十二条 合併後存続する宗教法人又は合併に因って設立した宗教法人は、合併に因って解散した宗教法人の権利義務（当該宗教法人が第六条の規定により行う事業に関し行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

(解散の事由)

第四十三条 宗教法人は、任意に解散することができる。

2 宗教法人は、前項の場合のほか、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規則で定める解散事由の発生
- 二 合併（合併後存続する宗教法人における当該合併を除く。）
- 三 破産手続開始の決定
- 四 第八十条第一項の規定による所轄庁の認証の取消し
- 五 第八十一条第一項の規定による裁判所の解散命令
- 六 宗教団体を包括する宗教法人にあつては、その包括する宗教団体の欠亡

3 宗教法人は、前項第三号に掲げる事由に因つて解散したときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(任意解散の手續)

第四十四条 宗教法人は、前条第一項の規定による解散をしようとするときは、第二項及び第三項の規定による手續をした後、その解散について所轄庁の認証を受けなければならない。

2 宗教法人は、前条第一項の規定による解散をしようとするときは、規則で定めるところ（規則に別段の定がないときは、第十九条の規定）による外、信者その他の利害関係人に対し、解散に意見があればその公告の日から二月を下らない一定の期間内にこれを申し述べるべき旨を公告しなければならない。

3 宗教法人は、信者その他の利害関係人が前項の期間内にその意見を申し述べたときは、その意見を十分に考慮して、その解散の手續を進めるかどうかについて再検討しなければならない。

(任意解散の認証の申請)

第四十五条 宗教法人は、前条第一項の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

- 一 解散の決定について規則で定める手續（規則に別段の定がないときは、第十九条の規定による手續）を経たことを証する書類
- 二 前条第二項の規定による公告をしたことを証する書類

(任意解散の認証)

第四十六条 所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る解散の手續が第四十四条の規定に従つてなされているかどうかを審査し、第十四条第一項の規定に準じ当該解散の認証に関する決定をしなければならない。

2 (略)

(任意解散の時期)

第四十七条 宗教法人の第四十三条第一項の規定による解散は、当該解散に関する認証書の交付によつてその効力を生ずる。

(清算中の宗教法人の能力)

第四十八条の二 解散した宗教法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第四十九条 宗教法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときは、規則に別段の定めがある場合及び解散に際し代表役員又はその代務者以外の者を清算人に選任した場合を除くほか、代表役員又はその代務者が清算人となる。

2 前項の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

3 宗教法人が第四十三条第二項第四号又は第五号に掲げる事由によつて解散したときは、裁判所は、前二項の規定にかかわらず、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

4 第二十二條の規定は、宗教法人の清算人に準用する。

5 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

6 宗教法人の責任役員及びその代務者は、規則に別段の定めがなければ、宗教法人の解散によつて退任するものとする。宗教法人の代表役員又はその代務者で清算人とならなかつたものについても、また同様とする。

7 第三項の規定に該当するときは、宗教法人の代表役員、責任役員及び代務者は、前項の規定にかかわらず、当該解散によつて退任するものとする。

(清算人の職務及び権限)

第四十九条の二 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第四十九条の三 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥するこ

とができない。

- 3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第四十九条の四 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、宗教法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の宗教法人についての破産手続の開始)

第四十九条の五 清算中に宗教法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の宗教法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の宗教法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十九条の六 裁判所は、第四十九条第二項又は第三項の規定により清算人を選任した場合には、宗教法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（当該宗教法人の規則で当該宗教法人の財産の状況及び役員職務の執行の状況を監査する機関を置く旨が定められているときは、当該清算人及び当該監査の機関）の陳述を聴かなければならない。

(残余財産の処分)

第五十条 解散した宗教法人の残余財産の処分は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、規則で定めるところによる。

- 2 前項の場合において、規則にその定がないときは、他の宗教団体又は公益事業のためにその財産を処分することができる。
- 3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第五十一条 宗教法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2～6 (略)

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第五十一条の二 宗教法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主

たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(合併の登記)

第五十六条 宗教法人が合併するときは、当該合併に関する認証書の交付を受けた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併後存続する宗教法人については変更の登記をし、合併により解散する宗教法人については解散の登記をし、合併により設立する宗教法人については設立の登記をしなければならない。

(解散の登記)

第五十七条 第四十三条第一項又は第二項（第二号及び第三号を除く。以下この条において同じ。）の規定により宗教法人が解散したときは、同条第一項の規定による解散の場合には当該解散に関する認証書の交付を受けた日から、同条第二項の規定による解散の場合には当該解散の事由が生じた日から、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第五十八条 宗教法人の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第六十二条 宗教法人の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 各登記所に宗教法人登記簿を備える。

(登記の申請)

第六十三条 設立の登記は、宗教法人を代表すべき者の申請によつてする。

- 2 設立の登記の申請書には、所轄庁の証明がある認証を受けた規則の謄本及び宗教法人を代表すべき者の資格を証する書類を添付しなければならない。
- 3 第五十二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書類を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏名又は住所の変更の登記については、この限りでない。
- 4 合併による変更又は設立の登記の申請書には、前二項に規定する書類のほか、第三十四条第三項及び第四項の規定による手続を経たことを証する書類並びに合併により解散する宗教法人（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。
- 5 第五十七条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書類を添付しなければならない。
- 6 この法律の規定による所轄庁の認証を要する事項に係る登記の申請書には、第二項から前項までに規定する書類のほか、所轄庁の証明がある認証書の謄本を添付しな

ればならない。

(解散命令)

第八十一条 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。

一 (略)

二 第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたってその目的のための行為をしないこと。

三 当該宗教法人が第二条第一号に掲げる宗教団体である場合には、礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後二年以上にわたってその施設を備えないこと。

四 一年以上にわたって代表役員及びその代務者を欠いていること。

五 (略)

2 前項に規定する事件は、当該宗教法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

3 第一項の規定による裁判には、理由を付さなければならない。

4 裁判所は、第一項の規定による裁判をするときは、あらかじめ当該宗教法人の代表役員若しくはその代務者又は当該宗教法人の代理人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人又は検察官の陳述を求めなければならない。

5 第一項の規定による裁判に対しては、当該宗教法人又は同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは検察官に限り、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が当該宗教法人の解散を命ずる裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

6 裁判所は、第一項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

7 第二項から前項までに規定するものを除くほか、第一項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の定めるところによる。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一～四 (略)

五 第二十五条第四項の規定による書類の写しの提出を怠ったとき。

六～十 (略)

○非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）

(管轄の標準時)

第九条 裁判所の管轄は、非訟事件の申立てがあった時又は裁判所が職権で非訟事件の手続を開始した時を標準として定める。

(特別代理人)

第十七条 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、非訟事件の手續が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。

- 2 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてする。
- 3 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができる。
- 4 特別代理人が手續行為をするには、後見人と同一の授權がなければならない。
- 5 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(法人の代表者等への準用)

第十九条 法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については、この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用する。

(手續費用の負担)

第二十六条 非訟事件の手續の費用（以下「手續費用」という。）は、特別の定めがある場合を除き、各自の負担とする。

- 2・3 (略)

(申立ての方式等)

第四十三条 非訟事件の申立ては、申立書（以下この条及び第五十七条第一項において「非訟事件の申立書」という。）を裁判所に提出してしなければならない。

- 2 非訟事件の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当事者及び法定代理人
 - 二 申立ての趣旨及び原因
- 3 申立人は、二以上の事項について裁判を求める場合において、これらの事項についての非訟事件の手續が同種であり、これらの事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、一の申立てにより求めることができる。
- 4 非訟事件の申立書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い非訟事件の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。
- 5 前項の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、非訟事件の申立書を却下しなければならない。
- 6 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

(事実の調査及び証拠調べ等)

第四十九条 裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要

と認める証拠調べをしなければならない。

- 2 当事者は、適切かつ迅速な審理及び裁判の実現のため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。

(即時抗告期間)

第六十七条 終局決定に対する即時抗告は、二週間の不変期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

- 2 即時抗告の期間は、即時抗告をする者が裁判の告知を受ける者である場合にあつては、裁判の告知を受けた日から進行する。
- 3 前項の期間は、即時抗告をする者が裁判の告知を受ける者でない場合にあつては、申立人（職権で開始した事件においては、裁判を受ける者）が裁判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和 46 年法律第 40 号）

(申立ての手数料)

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

- 2～4 (略)

(納付の方法)

第八条 手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(予納義務)

第十二条 前条第一項の費用を要する行為については、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者等にその費用の概算額を予納させなければならない。

- 2 裁判所は、前項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行なわないことができる。

(郵便切手等による予納)

第十三条 裁判所は、郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるための費用に限り、金銭に代えて郵便切手又は最高裁判所が定めるこれに類する証票（以下「郵便切手等」という。）で予納させることができる。

別表第一（第三条、第四条関係）

一六	イ	仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第	千円
----	---	-------------------------------	----

	<p>五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項又は第二百七条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項までの規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百二十二条第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十四条の規定による申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p> <p>ロ（略）</p>	
一七	<p>イ （イ）（略） （ロ）非訟事件手続法又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、これらの法律の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て又は受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て （ハ）（略） ロ～ト（略）</p>	五百円

○国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）

第六条の二（略）

- ② 地方公共団体の行政庁が訴訟に参加しようとする場合において、当該訴訟の争点が第一号法定受託事務の処理に関するものであるときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、あらかじめ、訴訟に参加する旨を報告しなければならない。
- ③～⑤（略）

第九条 調停事件その他非訟事件については、前各条の規定を準用する。この場合において、第六条の二第二項中「訴訟に参加」とあるのは「事件の申立てを」と、「訴訟の争点」とあるのは「申立てに係る事件」と読み替えるものとする。

○墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）

第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2（略）

第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 (略)

○民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）

（差押禁止動産）

第一百三十一条 次に掲げる動産は、差し押さえてはならない。

一～七

八 仏像、位牌はいその他礼拝又は祭祀しに直接供するため欠くことができない物

九～十四

○登記手数料令（昭和 24 年政令第 140 号）

第十八条 国又は地方公共団体の職員が、職務上請求する場合には、手数料（第二条第六項から第八項まで、第三条（同条第六項を第十条第三項において準用する場合を含む。）、第四条、第七条、第九条及び第十条第二項に規定する手数料を除く。）を納めることを要しない。

関係通知

○商法等の一部改正に伴う宗教法人法の一部改正について（通知）（平成九年庁文宗第百五十一号各都道府県知事宛て文化庁次長通知）

平成九年六月六日、商法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十一号）が公布され、同日公布された商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成九年法律第七十二号）によって、別紙のとおり、宗教法人法の一部が改正され、十月一日から施行されることとなりました。

ついては、これに伴う宗教法人事務について、下記に留意の上処理してください。

記

- 1 今回の改正は、商法第百条第三項が改正され、会社の合併に伴う債権者保護手続に関して、合併しようとする会社の債権者が合併に対して異議を申し述べても、合併によって当該債権者を害するおそれがないときは、その者に対する弁済、担保の提供、弁済を目的とする財産の信託を要しないこととされたことに伴い、宗教法人法第三十四条第四項が改正され、宗教法人の合併の場合も同様の扱いとされたものである。
- 2 したがって、この場合の合併の認証の申請書には、異論を述べた債権者に対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は信託したことを証する書面に代えて、「合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面」を添付しなければならない。
- 3 具体的には、合併しようとする宗教法人が異議を述べた債権者の債権につき既に十分な被担保債権額を有する抵当権を設定している場合には、当該抵当権を設定した不動産の登記簿謄本が「合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面」に該当する。

また、合併に異議を述べた債権者が有する債権について、その債権額、弁済期、担保の有無、合併しようとする宗教法人の資産状況等を具体的に摘示して、その債権者を害するおそれがないことを当該宗教法人の代表者が証明した書面も、これに該当するものとして取り扱って差し支えない。

別添 （略）

○宗教法人からの書類の写しの提出に関する留意事項について（通知）（平成十年三月三日十文宗第十二号各都道府県宗教法人事務担当課長宛て文化庁文化部宗務課長通知）

このたび、宗教法人法第二十五条第四項の規定により、宗教法人の事務所備付け書類の一部の写しが提出されることとなります。

ついては、同項の趣旨及び下記の事項に御留意の上、提出書類の内容等を確認するとともに、必要に応じ適切な対応をとるなど、宗教法人事務が適正に執行されるようお願いいたします。

記

- 1 提出されるべき書類が適正に提出されているか確認する。
 - (1) 具体的確認事項
 - ① 役員名簿及び財産目録は必ず提出されていること。
 - ② 規則に公益事業以外の事業を行う旨の規定がある法人から収支計算書が提出されていること。

③ 規則に事業に関する規定がある法人から当該事業に関する書類が提出されていること。

(2) 適正に提出されていない場合の対応

提出期限までに提出されるべき書類の提出がない場合、当該法人及び代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人に対して、別紙1により督促を行い、相当期間経過後も提出がない場合は、裁判所に対して過料事件通知書を送付する。なお、督促書が当該法人又は代表役員等のいずれかに送付できなかった場合は、その実態の把握に努め、真正な所在地及び住所地が判明した場合には、督促書を再度送付の上、過料の措置をとる。また、実態把握の結果、不活動法人であると認められる場合には、過料の措置はとらず、適切な不活動法人対策を講じるものとする。

(3) 過料に関する留意事項

① 過料の決定は、代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人の住所地を管轄する地方裁判所（支部）が行うので、過料事件に該当することを管轄裁判所に通知する必要がある。

② 裁判所に対する過料事件通知書の様式は、別紙2によるものとする。なお、通知書は、違反者一人について一通とする。

③ 過料事件通知書には、法人登記簿謄本（最近三月以内に交付を受けたもの）、報告書（様式例は別紙3のとおり。）及び督促書の写しを添付する。また、上記(1)②又は③の事由に該当する場合は、当該法人が当該事業を実際に行っていることを証する書面を添付する。

④ 過料事件通知書及び添付書類の大きさは、B五判とする。

⑤ 書類の提出期限から別紙1による督促を行うまでの期間及び督促を行ってから裁判所に対して過料事件通知書を送付するまでの期間は、それぞれ最低二月おくことが必要である。

2 不活動法人の疑いがないか確認する。

(1) 具体的確認事項

① 役員名簿において、代表役員及び責任役員が存在していること。

② 財産目録又は境内建物関係書類において、境内建物を備えていること。

③ 収支計算書において、収支科目に宗教活動に関する収入及び支出があること。

④ 財産目録において、前年度のものと比較して財産に増減があること。

(2) 上記事項が確認できない場合の対応

当該法人が不活動法人でないかどうかの実態把握に努め、不活動法人であることが判明した場合は、適切な不活動法人対策を講じる。

3 所轄庁の変更の事由がないか確認する。

(1) 具体的確認事項

財産目録又は境内建物関係書類において、主たる事務所の所在地以外の他の都道府県内に境内建物を備えている旨の記載がないこと。

(2) 境内建物を他の都道府県内に備えていることが書類上確認された場合の対応

文化庁次長通達「宗教法人法の一部を改正する法律の施行に伴う所轄庁変更の事務処理について」（平成八年九月二日庁文宗第百三十七号）記1(1)に示された手続に従

い、速やかにその旨を所轄庁を経由して文部大臣あて届け出るよう、当該法人に注意喚起する。

4 上記1から3以外に、次の事項を確認することが望ましい。

- (1) 法人の実体とその登記の内容が一致していること（所轄庁への登記簿謄本の届出は適正になされているか）。
- (2) 宗教法人法の規定及び法人規則に基づいた適正な管理運営がなされていること（宗教法人法の規定又は当該法人の規則に違反する事実はないか）。

○提出書類に関する留意事項について（通知）（平成十一年三月三十日十一文宗務第二十四号各都道府県宗教法人事務担当課長宛て文化庁文化部宗務課長通知）

宗教法人の事務所備付け書類の一部の写しの提出に関し、管轄地方裁判所に過料事件の通知をした場合、同裁判所から、対応する地方検察庁の検察官に対し意見を求めることとされ、過料の徴収手続は、同検察庁で行われることとされています。

については、地方裁判所に対して過料事件通知書を発出した場合は、対応する地方検察庁に対しても、参考までに過料事件通知書の写しを送付するようお願いいたします。

なお、必要に応じ、可能な範囲で同検察庁に対し過料事件の通知を行うに至った経緯等を説明願います。

○宗務行政の適正な遂行について（通知）（令和五年三月三十一日四文宗務九十号各都道府県宗教法人事務担当課長宛て文化庁文化部宗務課長通知）

各都道府県の宗教法人関連事務の御担当部局（以下「各都道府県宗教法人事務担当課」という。）におかれては、日頃より宗教法人に関する事務の適正な実施に努めていただいております。改めて感謝申し上げます。

今般、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条第4項に定められる事務所備付け書類の提出の督促及び未提出時の過料手続の実施や、不活動宗教法人対策の徹底など、宗教法人に関する事務の適正な遂行について、国会において議論がなされ、内閣総理大臣及び文部科学大臣から、宗教法人法の確実な適用の必要性等に関する答弁がありました。

このような状況を踏まえ、宗教法人法に基づく事務の適正な遂行に向けて、改めて、取組を徹底する必要があると判断し、今般、文化庁において当該事務の遂行に当たり御留意いただきたい事項を整理しました。

まず、宗教法人法第25条第4項により、宗教法人は、毎会計年度終了後4か月以内に、当該法人の事務所に備え付けられた書類の写しを所轄庁に提出しなければならないこととされております。

この事務所備付け書類の提出制度は、所轄庁において、宗教法人の管理運営に関する実態の把握を継続的に可能にすることを目的として、平成7年の宗教法人法の改正に際して創設された重要な仕組みであり、その趣旨を踏まえれば、現に活動している全ての宗教法人から、必要な書類の提出が適切になされることが求められます。

このため、文化庁では、「宗教法人からの書類の写しの提出に関する留意事項について」（平成10年3月3日付け10文宗第12号文化庁文化部宗務課長通知。以下

「平成 10 年通知」という。)を各都道府県宗教法人事務担当課宛てにお示しし、提出された事務所備付け書類の確認や、当該書類の提出がない場合の督促及び過料の手続について、適正な対応を要請しているところですが、各都道府県宗教法人事務担当課において、改めてその重要性を認識いただくことが必要であると考えます。

また、いわゆる不活動宗教法人については、これを放置した場合、第三者により法人格が不正に取得され、脱税や営利目的の行為に悪用される等の問題につながるおそれがあることから、各所轄庁の責務として、不活動宗教法人の実態を把握し、速やかに整理を進めることが求められています。

令和 3 年末時点において、文部科学大臣及び都道府県知事が所轄庁である宗教法人のうち、3,348 の法人が不活動宗教法人として確認されているところ、これらの法人について、それぞれの状況に応じて、活動再開を促すことや、合併若しくは任意解散の手続を進めること、所轄庁において裁判所に解散命令を請求することなどによって整理する必要があることは、これまでも各都道府県宗教法人事務担当課に対する研修・会議等の場において周知してきたとおりです。これに加えて、既に不活動宗教法人として確認されたもの以外の法人についても、不活動の疑いが生じている場合は、宗教法人の自主性・主体性に配慮しつつも、その実態を確実に把握し、整理等の対応を迅速に進めることが必要と考えられます。

この点、これまで、不活動宗教法人の判断に関する明示的な基準が存在しなかったことや、整理の対象たるべき宗教法人の状況や意向を確認するにとどまり、整理に至らない例が多くみられてきたこと等を顧みると、今後、一層円滑に不活動宗教法人の把握・整理を進めるための基準等を示すことが、効果的な不活動宗教法人対策の推進に資するものと考えられます。

このような趣旨にかんがみ、下記のとおり取組を進める上での留意点を整理しましたので、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、これらを踏まえて、宗教法人の義務である事務所備付け書類の提出の徹底を図るため、その督促及び未提出時の過料手続を確実に実施することや、不活動が疑われる宗教法人に対しては、その把握及び対応をこれまで以上に迅速に行うこと等について、遺漏なく御対応いただくようお願いいたします。

なお、本件通知の内容及び趣旨については、今後、各都道府県宗教法人事務担当課を対象に文化庁が実施する研修会等の場において、改めて説明することを予定しているほか、文化庁においては、文部科学大臣所轄宗教法人に対しても、この趣旨を周知することとしており、当該周知内容については、別途各都道府県宗教法人事務担当課にお知らせします。

また、本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 事務所備付け書類の提出の徹底について

事務所備付け書類の提出に係る事務については、平成 10 年通知の内容を改めて確認するとともに、特に以下の点に留意の上、宗教法人法の確実な適用にお取り組み願いたい。

(1) 提出された事務所備付け書類の確認及び督促の確実な実施

- ・ 宗教法人法に定める事務所備付け書類の提出期限（毎会計年度終了後4か月以内）を徒過しても、当該書類の提出が確認できない場合は、当該法人及びその代表役員等に対して督促状を確実に送付し、当該書類の提出を求めること。
- ・ この際、平成10年通知にあつては、事務所備付け書類の提出期限から督促状の送付を行うまでの期間は、少なくとも2か月を置くこととされているが、当該2か月の期間を経過した後は、実務上の合理性も考慮した上で、可能な限り速やかに督促を行うこと。

また、当該2か月の期間において、實際上法人に連絡を試みるなどして書類の提出を促すことは差し支えないこと（文化庁においては、当該期間に事務連絡の形式によって法人に提出を促すこととしている。）。

- ・ 書類が未提出である法人及びその代表役員等に対して発出した督促状が不達となるなど、その所在地及び住所地における実在が明らかでなく、所轄庁の保有するその他の情報（電話番号等）を活用してもなお連絡ができない場合には、2. に示すとおり、当該法人を不活動宗教法人として取り扱うこと。

また、ある年において事務所備付け書類の提出がなく、過料事件通知書の対象となった宗教法人から、その翌年においても期限までに提出がなかった場合は、上記に従って督促を行い、なお提出がない場合は、2. に示すとおり、当該法人について不活動宗教法人として取り扱うこと。ただし、当該法人から、事務所備付け書類を提出しないことに関する明確な理由・意思の表示があった場合は、不活動宗教法人と判断するのではなく、事務所備付け書類の提出を怠ったものとして過料の手續を行い、それ以後の年度についても、継続して書類の提出を促すこと。

- ・ なお、宗教法人から提出された事務所備付け書類については、当該法人において所轄庁の変更がなされ、それらの書類の移管を行う必要が生じる可能性があることも念頭に、各都道府県において定められる文書の取扱いに関する規程に基づき、適切に保管・管理し、移管の必要が生じた場合には、変更後の所轄庁にすみやかに書類を引き継ぐこと（文化庁においては、事務所備付け書類の保存期間は5年間としている。）。

(2) 過料手續の確実な実施

- ・ 上記1. (1) に示すとおり、督促状を送付してもなお事務所備付け書類の提出がない法人に対しては、宗教法人法第88条第5号の規定に基づき、当該法人の代表役員等についての過料事件通知書を裁判所に対して送付すること（具体的な手順については平成10年通知及び「提出書類に関する留意事項について」（平成11年3月30日付け文宗務第24号文化庁文化部長宗務課長通知）を参照すること。）。
- ・ この際、平成10年通知にあつては、法人に対する督促状の送付から裁判所に対する過料事件通知書の送付までの期間は、少なくとも2か月を置くこととされているが、当該2か月の期間を経過した後は、実務上の合理性も考慮した上で、可能な限り速やかに過料の手續を進めること。
- ・ 事務所備付け書類の提出期限が到来してから、上に掲げたような督促の手續等を経て、最終的に当該法人について過料事件通知書を裁判所に対して送付する手續に

着手するまでの期間は、最大でも1年間を目安とすること（この点、文化庁においては、たとえば、7月末日に事務所備付け書類の提出期限が到来する法人に対しては、同年の12月中に督促を行い、翌年の3月中に過料の手續に着手するといったスケジュールにより手續を実施しており、参考にされたいこと。）。

- ・ 2. に示すところによって不活動宗教法人と判断された法人については、過料の手續を執るのではなく、解散命令の請求等を通じてその整理を図ること。ただし、不活動宗教法人の整理の過程において、当該法人が不活動宗教法人に当たらない事情が明らかとなった場合は、その時点で改めて過料の手續を行うこと。

2. 不活動宗教法人の確実な把握及び整理の加速化について

不活動宗教法人の把握及びその整理の事務が迅速に遂行されるよう、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、以下に掲げる事項を踏まえて対策の徹底にお取り組み願いたい。

(1) 不活動宗教法人の確実な把握

- ・ 所轄する宗教法人について、別紙に示す「不活動宗教法人の判断に関する基準」に該当するものがあるときは、これをただちに不活動宗教法人と判断し、必要に応じて活動実態を確認した上で、すみやかに整理の手續を開始すること。この際、不活動宗教法人であるおそれがある、又はその疑いがあるといった曖昧な位置づけをすることなく、基準に当たるものは遺漏なく不活動宗教法人と判断すること。
- ・ 上記の基準の適用に当たっては、事務所備付け書類の提出や規則変更の認証申請等の機会を有効に活用すること。

たとえば、提出された事務所備付け書類の確認に際しては、平成10年通知に示される確認事項を参照して、不活動宗教法人の判断に関する基準に該当する事実がないかについて判断すること。

- ・ なお、規則変更の認証について審査する際には、「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」（平成16年2月19日付け15庁文第340号、文化庁次長通知）を参照し、規則の変更に関与する代表役員等が正当に選任された者であることについて疑義がある場合には、当該選任の手續を調査すること。同様に、目的の変更・主たる事務所の所在地の変更等の場合において、反社会的勢力が宗教法人に介入している疑いがあるなど当該法人の同一性に疑義がある場合には、宗教活動や礼拝の施設の現状、代表役員等の選任経過等について十分な調査を行うこと。この際、主たる事務所の所在地の変更等により、所轄庁の変更を伴う場合においては、当該変更前後の所轄庁の間において十分連携の上、事実関係を適切に確認すること。

(2) 不活動宗教法人の整理の加速化

- ・ 今後、不活動宗教法人と判断したものについては、原則として、宗教法人法第81条第1項第2号後段から第4号までに掲げる宗教法人の解散命令事由のいずれかに該当するかについて、事実関係を確認し、同事由のいずれかに該当すると認められた場合は、速やかに当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所に解散命令を請求するための手續に着手すること。その際、事実関係の確認の過程において、

当該法人が活動している事実や、その連絡先が確認できたものは、不活動宗教法人と判断することなく、当該法人から事務所備付け書類が提出されない場合は、提出の督促や過料の手続を実施すること。

- ・ ただし、その過程において、宗教法人側から、当該法人の状況（宗教活動の終了又は停止、境内建物の滅失、代表役員等の欠失）について申出及び説明があった場合や、他の宗教法人との合併や任意解散に向けた準備を進めているなど、法人の個別の事情について所轄庁として了知した場合には、当該法人の動向を注視するとともに、必要に応じて相談・助言を行うとともに、当該法人を包括する宗教団体があるときは、当該包括宗教団体との連携を促すなど適切に対応すること。その上で、法人の任意による整理が困難と判断した場合は、解散命令を請求するための手続を行うこと。
- ・ このほか、不活動宗教法人と判断した法人の整理の手順については、今後、その詳細を示す手引きを作成し、各都道府県宗教法人事務担当課宛て周知する予定であること。
- ・ 文部科学大臣所轄宗教法人のうちの不活動宗教法人についても、文化庁において速やかな整理を図ることとしており、これを確実に進めるため、具体的な整理計画の策定を予定しているところ、各都道府県宗教法人事務担当課におかれても、所轄する宗教法人の実情を踏まえて、計画的に整理を進めるよう留意いただきたいこと。
各都道府県における整理の状況等については、今後、文化庁への情報提供を依頼することがあること。

3. 各都道府県における事務の適正な遂行のための基盤整備について

上記にお示ししたような事項に留意しつつ、今後、宗教法人法に基づく関連事務の一層の適正化を図るためには、それらの事務に当たる体制の整備が必要であることから、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、組織・定員等の担当部局とも積極的に御調整いただき、必要な体制整備について配慮いただきたい。

また、不活動宗教法人の把握・整理等に係る財政面での支援として、文化庁においては、これまでも「不活動宗教法人対策推進事業」を実施してきたところ、令和5年度から、全ての都道府県において当該事業を活用いただけるよう、事業規模の充実を図ることとしている。

この詳細については別途周知を行うこととしているが、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、当該事業を活用しつつ取組を計画されたい。

別紙

不活動宗教法人の判断に関する基準

令和5年3月31日

文化庁宗務課

1. 宗教法人の各所轄庁においては、宗教法人制度の信頼性を維持し、その適正な機能を確保するためには、不活動宗教法人に対する徹底した対策が必要であることを十分に認識し、自ら所轄する宗教法人について、以下のいずれかの事由に該当する場合には、当該法人をただちに不活動宗教法人と判断し、速やかにその整理に着手すること。
 - ① 宗教法人から、宗教法人法第25条第4項に基づく事務所備付け書類の提出がな

されなかった場合において、所轄庁が当該法人に対して督促を行う過程で、郵送した督促状等の書面が不達となるなど、法人の所在地及び当該法人の代表役員の住所地における実在が明らかでないことが判明し、所轄庁の保有するその他の情報（電話番号等）を活用してもなお連絡ができなかったとき

- ② 事務所備付け書類の提出を怠ったことを理由として、過料事件通知書の送付の対象となった宗教法人から、翌年も連続して、所轄庁の督促にもかかわらず事務所備付け書類が提出されなかったとき（ただし、当該法人から、事務所備付け書類を提出しないことに関する明確な理由・意思の表示があった場合は、不活動宗教法人と判断するのではなく、事務所備付け書類の提出を怠ったものとして過料の手続を行い、それ以後の年度についても、継続して書類の提出を促す。）
 - ③ 宗教法人から提出された事務所備付け書類の確認、申請された規則の変更等の認証の過程において、「宗教法人からの書類の写しの提出に関する留意事項について」（平成 10 年 3 月 3 日付け 10 文宗第 12 号）又は「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」（平成 16 年 2 月 19 日付け 15 庁文第 340 号）に基づき、事実関係を調査すべき事情があり、調査の結果、当該宗教法人に宗教法人法第 81 条第 1 項第 2 号後段から第 4 号までに掲げる事由（以下「不活動による解散命令事由」という。）のいずれかに該当するおそれがあると認められるとき
 - ④ 所轄庁において収集した宗教法人に関連する情報資料により、又は捜査機関及び税務当局その他の関係機関からの情報提供等により、当該宗教法人に不活動による解散命令事由のいずれかに該当するおそれがあると認められるとき
 - ⑤ 宗教法人から、宗教活動を停止する若しくは終了する旨の申出、境内建物が滅失し再建の予定がない旨の申出、又は代表役員が死亡若しくは退任したことにより不在となり代務者又は後任者を置く予定がない旨の申出等があった場合において、当該法人が自ら合併・解散等を通じて法人を整理することが困難と認められるとき
2. 上記に基づき、不活動宗教法人と判断したものについては、速やかに当該法人について、不活動による解散命令事由のいずれかに該当するかについて、事実関係を確認し、同事由のいずれかに該当すると認められる場合には、当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に解散命令の請求を行うこと。その際、事実関係の確認の過程において、当該法人が活動している事実や、その連絡先が確認できたものは、不活動宗教法人と判断することなく、当該法人から事務所備付け書類が提出されない場合は、提出の督促や過料の手続を実施すること。

この手順の詳細については、文化庁宗務課において別途示す手引きを参照すること。